

# 桃生城跡 VII



## 序 文

本年1月、当研究所が多賀城関連遺跡調査事業の一環として、昭和61年から7年間発掘調査を行った宮崎町の東山遺跡が、「東山官衙遺跡」として史跡に指定された。この事業は多賀城に関連する城柵官衙遺跡の解明に努めるだけでなく、その遺跡の恒久的な保存も目的としていただけに、昭和62年の名生館官衙遺跡の指定に次ぐ快挙であり、大変喜ばしい限りである。遺跡の保存に深いご理解を示された地権者の皆様をはじめ、指定にご尽力いただいたすべての方々に改めて敬意を表したい。

桃生城跡については、多賀城関連遺跡調査事業の最初の対象遺跡として、第1次5ヵ年計画の第1・2年次にあたる昭和49・50年度に発掘調査を行い、政庁を構成する建物跡や外郭区画施設を発見し、この遺跡が古代桃生城の跡であることを確認した。その後、調査の対象を伊治城跡・名生館官衙遺跡・東山遺跡などに移したため、桃生城跡の調査は20年間中断したままとなっていた。ところが、近年になって桃生城跡周辺に県営圃場整備事業が計画され、それに伴って遺跡地が土取りの対象地にされる懸念が生じてきた。この緊急事態に対処するため、当研究所では平成6年度からの第5次5ヵ年計画で再度桃生城跡を取り上げ、遺跡の範囲・構造・変遷などを明確にするための発掘調査を行うこととした。桃生城は『続日本紀』に比較的多くの記載が残されており、天平宝字4年(760)には完成していたことがわかる、古代東北史の研究にとっては重要な歴史的意義をもつ城柵である。したがって、桃生城跡は史跡指定により保存を図るとともに、活用していく必要のある遺跡であり、この調査はそれを実現するための資料を得ることも大きな目的としている。

幸いにも、平成6～8年度の調査では政庁の規模・構造・変遷、および外郭区画施設の位置と構造などを明らかにすることができた。平成9年度には城内の官衙ブロックの様相の把握を目的として、政庁の西側に位置するやや広い平坦面を持つ丘陵の東半部の調査を行い、官衙を構成するとみられる掘立式建物跡2棟や竪穴住居跡などを検出した。

今回の第7次調査は、昨年引き続きその西半部における遺構のあり方を把握することを目的としたものである。調査の結果、新たに4棟以上の掘立式建物跡などを発見した。その詳細は本文に譲ることとするが、今回の調査によりこの丘陵に位置する官衙域の使われ方などがある程度明らかにできたと考えている。本書はその成果をまとめたものであり、東北古代史の解明と本遺跡の保護に役立てていただければこの上ない喜びである。

刊行にあたり、有益なご指導を賜った多賀城跡調査研究指導委員会の諸先生、文化庁、調査に共催いただいた河北地区・桃生町両教育委員会の関係者、地権者をはじめ調査を支援して下さった地元の皆様方には、所員一同心から感謝申し上げる次第である。

平成11年3月

宮城県多賀城跡調査研究所  
所長 白鳥良一

# 目 次

I. 調査要項	1
II. 多賀城関連遺跡の調査計画	1
III. これまでの調査の概要	4
IV. 第7次調査の目的と経過	9
V. 発見された遺構と遺物	10
(1) 東区・頂部トレンチ	12
(2) 西区	18
(3) 表土出土の遺物	21
VI. 考察	24
(1) 政庁西側官衙の建物構成と変遷	24
(2) 政庁西側官衙の特徴	25
(3) 城内区画施設	26
(4) 焼土遺構	26

写真図版

## 例 言

1. 本遺跡の測量については、第X系座標 $X = -163,020.000\text{m}$ 、 $Y = 39,000.000\text{m}$ 、 $H = 65.440\text{m}$ を原点とし、発掘基準線の北はこの座標北と一致する。本書で用いた方位はこの基準線をもとに計測したものである。
2. 高台坏・瓦の分類基準は第3次調査の報告書『桃生城跡Ⅲ 多賀城関連遺跡発掘調査報告書第20冊』（宮城県多賀城跡調査研究所：1995）による。
3. 土色については『新版標準土色帖』（小山正忠・竹原秀雄：1976）を参照した。
4. 本書の作成にあたっては、白鳥良一・丹羽茂・阿部恵・佐藤和彦・柳澤和明・吾妻俊典・白崎恵介の討議・検討をもとに、阿部恵・佐藤和彦が執筆・編集した。

## I . 調査要項

1. 遺跡名 桃生城跡
2. 所在地 宮城県桃生郡河北町飯野字中山・字碓畑・字高屋敷、同郡桃生町太田字沢入畑
3. 調査主体 宮城県教育委員会（教育長 遠藤 嘉彬）
4. 調査共催 河北地区教育委員会（教育長 松澤 俊男）  
桃生町教育委員会（教育長 遠山 博久）
5. 調査指導 多賀城跡調査研究指導委員会（委員長 芹沢 長介）
6. 調査担当 宮城県多賀城跡調査研究所長 白鳥 良一
7. 調査期間 平成10年8月3日～10月7日
8. 調査面積 約800㎡
9. 地元協力者 地権者：佐々木清美・飯高 章・阿部義之・伊藤幸一・佐々木正二  
区 長：小出正夫  
作業員：伊藤良一・小出正夫・佐々木清美・小出新吾・岡田正七・伊藤幸一・小出忠也・赤間勝雄・遠藤初美・佐々木市子・小出いく子・高石とよ子・阿部とみ子・三浦まつよ・伊藤ふみ子・伊藤やゑ子・遠藤やす子
10. 調査参加者 櫻田逸子
11. 整理参加者 佐藤貴子・小野郁子・亀井桐子・今野健一郎・佐久間宏恵・高橋美江・佐藤友子・小幡悦子・鈴木文子・高橋幹子・鈴木敬子

## II . 多賀城関連遺跡の調査計画

当研究所では、昭和49年度以来特別史跡多賀城跡附寺跡の調査研究と並行して、多賀城と密接に関連する宮城県内の城柵・官衙遺跡や生産遺跡についての調査研究を、継続的に実施してきている。この調査研究事業は、中央政府と密接な関連のもとに陸奥・出羽両国を支配する中枢的な役割を果たした古代の多賀城を、多角的な視野から解明するとともに、これらの諸遺跡を保存・活用することを目指すとしたものである。

調査研究は、多賀城跡調査研究指導委員会の指導に基づき5ヵ年計画を立て、その年次計画に従って実施している。

第1～4次5ヵ年計画(昭和49～平成5年)では、桃生城跡(桃生郡河北町・桃生町)(第1・2図)・伊治城跡(栗原郡築館町)・名生館官衙遺跡(古川市)・合戦原窯跡群(玉造郡岩出山町)・東山遺跡(加美郡宮崎町)・下伊場野窯跡群(志田郡三本木町・松山町)の発掘調査を実施した。これらの遺跡の中、伊治城跡・名生館官衙遺跡・東山遺跡は、市・町の教育委員会に計画的な調査が引き継がれた。また、名生館官衙遺跡は昭和62年に、東山遺跡は平成11年に国史跡に指定されている。

第5次5ヵ年計画(平成6～10年)では、桃生城跡が圃場整備の客土取得用地として破壊される恐れが生じたために、再び桃生城跡の調査を実施している(第1・2図)。

初年度の平成6年度は、政庁地区と外郭北辺地区を対象とする第3次調査を実施し、併せて地形図(1/1,000)を作成した。その結果、政庁の建物配置と変遷、外郭北辺の区画施設の規模と構造を把握することができた。2年目の平成7年度は、政庁南東隅と外郭東辺・北西隅を対象に4次調査を行い、政庁の規模と構造、また外郭北半の規模と構造をほぼ確定することができた。3年目の平成8年度は、外郭東辺2ヵ所と南辺1ヵ所を対象に第5次調査を行い、外郭南半の規模と構造がほぼ判明した。これまでの第1～5次調査により、政庁の規模・建物配置や、外郭区画施設の位置・構造がほぼ確定し、桃生城跡全体の規模も明らかになった。

しかし、政庁以外の城内施設についてはほとんど未調査であったため、平成8年9月に開催した第7回多賀城跡調査現地指導委員会で調査対象地修正の承認を得(表1)、4年目の平成9年度は、政庁西側丘陵の平坦地東半部を対象に第6次調査を行った。その結果、官衙域の存在が知られ、この官衙域がさらに西半部に広がることが想定された。そこで、5年目の平成10年度は、昨年に引き続きその西半部を対象とする、桃生城跡の第7次調査を実施した。総事業費は17,000千円(国庫補助50%)であった。

年度	遺跡名	事業	内容
6年度	桃生城跡	第3次調査	政庁の建物配置、北辺外郭線の確認
7年度	桃生城跡	第4次調査	政庁南東隅、東辺・北西隅外郭線の確認
8年度	桃生城跡	第5次調査	東辺・南辺外郭線の確認
9年度	桃生城跡	第6次調査	実務官衙の確認
10年度	桃生城跡	第7次調査	実務官衙の確認

表1 多賀城関連遺跡調査第5次5ヵ年計画(平成8年9月修正)

河北町				桃生町				津山町				豊里町			
番号	遺跡名	種別	時代	番号	遺跡名	種別	時代	番号	遺跡名	種別	時代	番号	遺跡名	種別	時代
1	桃生城跡	城柵	古代	18	万歳山A遺跡	包含地	縄文	34	壇ノ森館跡	城館	中世	43	武田屋敷跡	屋敷跡	江戸
2	高屋敷遺跡	包含地	古代	19	万歳山B遺跡	包含地	奈良・平安	35	黄竜館跡	城館	中世	44	御蔵場跡	蔵場跡	江戸
3	飯野館跡	城館	中世	20	細谷B遺跡	包含地	奈良・平安	36	檜崎館跡	城館	中世				
4	新田東遺跡	包含地	古代	21	太田窯跡	窯跡	奈良	37	檜崎貝塚	貝塚	縄文早・中				
5	問答山遺跡	包含地	古代	22	細谷遺跡	包含地	縄文晩、古代	38	陣ヶ峰館跡	城館	中世				
6	赤間館跡	城館	中世	23	宗全山遺跡	包含地	古代	39	山田困古墳	古墳	古墳後				
7	外吉野遺跡	包含地	古代	24	拾貫老番遺跡	包含地	奈良・平安 近世	40	山田館跡 (館山城)	城館 包含地	古代、中世				
8	後谷地遺跡	包含地	古代												
9	沢田山西遺跡	包含地	古代	25	日高見神社遺跡	包含地	縄文、古墳後								
10	七郎館跡	城館 包含地	古代、中世	26	安倍館跡	城館	中世								
11	大森城跡	城館	中世	27	角山遺跡	包含地	奈良・平安 中・近世	41	館ヶ森館跡	城館	中世				
12	成田遺跡	包含地	古代	28	太田館跡	城館	中世	42	十所貝塚	貝塚 包含地	縄文早・中 古代				
13	日影貝塚	貝塚	縄文前	29	中津山城跡	城館	中世、近世								
14	山崎館跡	城館	中世	30	白鳥古墳	円墳	古墳								
15	相野谷館跡	城館	中世	31	八幡館跡	城館	中世								
16	和泉沢古墳群	円墳	古代	32	沢山城跡	城館	中世								
17	合戦谷古墳	古墳	古墳後	33	永井館跡	城館	中世								

表2 桃生城跡と周辺の遺跡



第1図 桃生城跡と周辺の遺跡

### Ⅲ．これまでの調査の概要

#### 〔古代の史料に見える桃生城〕

桃生城は、創建年代やその後の経緯が『続日本紀』から知られる、数少ない城柵の一つである。天平宝字元(757)年7月、藤原仲麻呂が橘奈良麻呂の変を制すると、その四男の藤原朝獺が陸奥守に就任した。朝獺は、まもなく陸奥国按察使兼鎮守将軍となり、強力に東北経営を推し進め、陸奥・出羽一体の支配強化を図った。この政策の一環として、陸奥国に桃生城を、出羽国に小勝城を造営し、陸奥国府多賀城や出羽国府秋田城の改修も行った。

桃生城の造営は天平宝字2(758)年10月に開始されているが、翌3年9月には完成のめどが付いたとみられ、軍士の器仗を桃生・小勝の両城に貯えさせるなどの施策が命じられている。さらに4年正月4日、朝獺等に対する造営完成の論功行賞が行われた。造営期間は、約1年間であった。この時の勅には、「陸奥国牡鹿郡に於て大きな河を跨え峻き嶺を凌ぎ、桃生柵を作りて賊の肝膽を奪ふ。」とあり、造営時は牡鹿郡内であったことが知られる。桃生郡の初見は宝亀2(771)年11月で、桃生城完成後間もなく牡鹿郡から分置されたものとみられる。

両城造営後、多賀城以北の山道も整備され、神護景雲元(767)年には伊治城が造営されるなど、一段の支配強化が図られた。宝亀5(774)年7月、支配の強化に抵抗して海道の蝦夷が蜂起し、桃生城を襲った。この時のことを『続日本紀』には、「海道えみしの蝦夷にはか、惣に徒衆おこを發して、橋やを焚き道ふさぎを塞ぎて既に往来を絶つ。桃生城を侵してその西郭やぶを敗る。」と記されている。この中で「西郭」と見えることから、桃生城が複郭構造をなしていたことが知られる。翌6年11月に、桃生城を襲った蝦夷を鎮圧したことにより、鎮守将軍大伴駿河麻呂等の論功行賞が行われたが、以後、桃生城の名は史料に表れない。

神亀元(724)年3月に陸奥国大掾佐伯兒屋麻呂が蝦夷に殺され、同年4月から11月まで遠征軍が派遣されて以来、50年間にわたり蝦夷が蜂起した記録が見えなかった。しかし、藤原朝獺施政下における支配強化は、蝦夷の抵抗を再び引き起こし、海道の蝦夷が桃生城を襲ったことを契機として、弘仁2(811)年までの38年間におよぶ朝廷と蝦夷の戦争の時代に突入する。

#### 〔桃生城跡の擬定地〕(第1図)

桃生城跡の擬定地についての最も古い説は、明治28年に熊谷真弓が唱えた、桃生・津山両町にまたがる茶臼山に求める説である。この説は、大槻文彦・喜田貞吉・栗田茂治・小島甲午郎・清水東四郎・鈴木省三らに支持され定説となっていた。ところが昭和20年代になると、茶臼山には遺構の痕跡がなく、遺物も採集されないことから疑問が出された。そして、古代の土器や瓦が採集される、桃生町の宗全山・日高見神社、河北町の長者森などの諸説が唱えられるようになった。この他、桃生町の安倍館・壇の峰・陣ヶ森に擬定する説なども出された。

これらの中、桃生郡河北町飯野字中山の通称「長者森」は、北上山地の西裾部を南流する北上川右岸の、東西3.5km・南北4kmの独立丘陵南西端に立地している。西側と南側は広い沖積地で眺望が開け、さらに北・西・南を旧北上川が抱き込むように南流している(第1図)。ここでは、土手状の高ま

りが残り、焼壁材や瓦が採集されていた。また、その北300m付近では、東西に走り西端で3条に並ぶ土手状の高まりが残ることが知られており、桃生城跡の有力な候補地と考えられた。

#### 〔桃生城跡の発掘調査〕(第2図)

そこで当研究所では、多賀城関連遺跡発掘調査事業の調査対象遺跡とし、昭和49・50年に第1・2次調査を行い、政庁や外郭区画施設の一部などを明らかにした。その成果により、本遺跡が桃生城跡であることが確定した。翌昭和51年からは、伊治城跡など他の遺跡に調査の対象を移していたが、20年経ち、桃生城跡の南・西に広がる水田地帯において大規模な圃場整備事業が計画され、桃生城跡がその客土取得用地にあてられるという危険性が生じた。そのため、桃生城跡の範囲確定が急務となり、平成6年度からは再び桃生城跡に戻り、平成9年度までの第3～6次調査を行ってきた。これまでの第1～6次調査の結果、次のことがらが明らかになってきた。

#### 政庁地区(第2図)

- ①政庁は築地塀で区画され、規模は南北約72m・東西約66mと推定される。
- ②政庁内の建物の配置は、中央北寄りに正殿、南に東西の脇殿が「コ」の字型に配置され、その間は広場で、正殿の北には柱筋を揃えて後殿がある。建物は、いずれも5間・2間の掘立式瓦葺きである。
- ③政庁の建物と築地塀は、火災によって焼失しており、焼失後は建て直されていない。この火災は、宝亀5(774)年7月の海道の蝦夷の攻撃によるものとみられる。
- ④南辺東半の築地塀は、竪穴住居を取り壊して基礎整地を行い、その上に築いている。
- ⑤西脇殿跡から、坏・高台坏・高坏・蓋・鉢・甕・壺などからなる須恵器群が出土した。これらは、桃生城焼失時の一括資料の可能性が高く、8世紀第3四半期の基準資料となるものである。坏は、体部下端から底部全面を回転ヘラケズリ再調整し、底部径の大きいものが主体である。

#### 政庁東側の官衙域(第2図)

政庁東辺から約11m東側で、焼失した掘立式建物跡1棟が発見されており、政庁の東側に官衙域の存在が想定される。

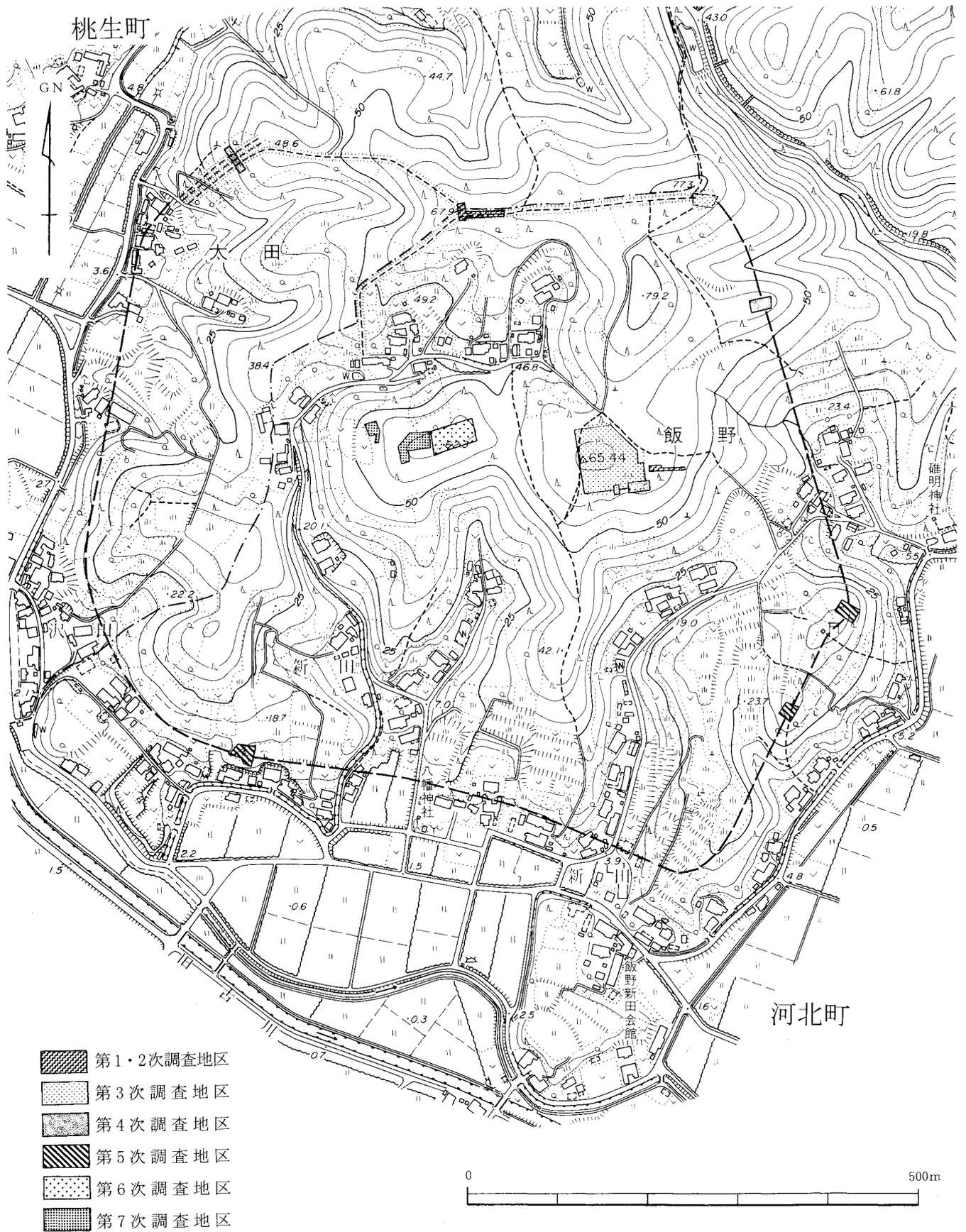
#### 政庁西側の官衙域(第2・3図)

政庁西辺から約100～200m西側の丘陵頂部平坦地の東半部で、掘立式建物跡2棟・竪穴住居跡3棟が発見され、竪穴住居から掘立式建物への変遷がみられる。この官衙域は、さらに西半部にも広がるのが想定される。

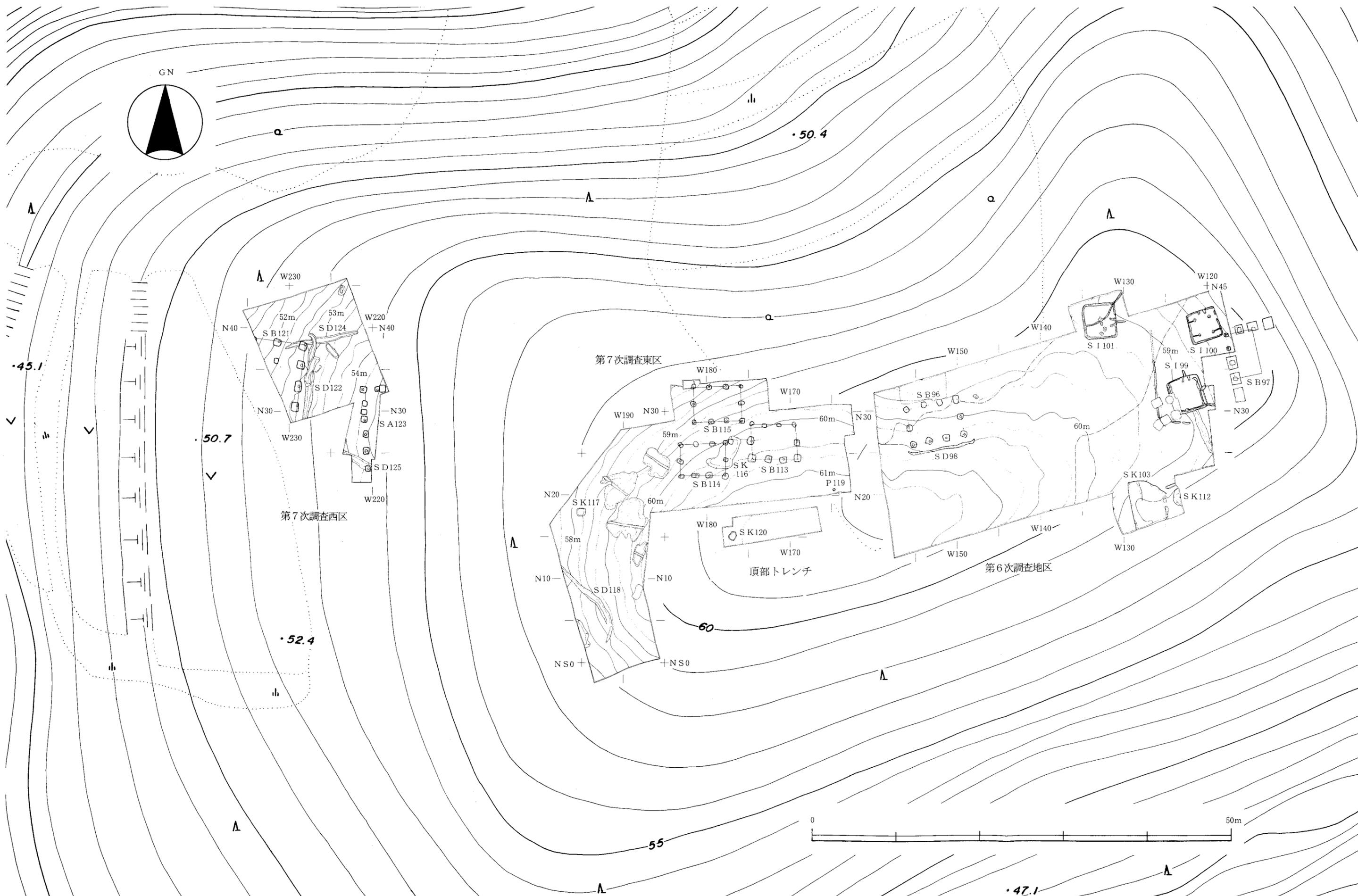
#### 外郭の規模と区画施設(第2図)

- ①桃生城の全体規模は、東西約800m、南北約650mと推定される。
- ②外郭の区画施設の構造は、築地塀や材木塀・土塁など場所によって異なり、丘陵の尾根の先端を結んでいるか、尾根線上や傾斜の変換する所を通ると考えられる。また、北辺中央部付近で、土塁に張り出し土壇が付設されている。
- ③外郭北辺中央部で土塁が二股に分かれ、城内を東郭と西郭に二分する複郭構造をなしている。

#### 平安時代の遺構(第2図)



第2図 桃生城跡全体図



第3図 政庁西側官衙全体図

外郭南辺の西端部と中央部付近で、9世紀後半頃の竪穴住居跡が発見されており、桃生城としての役割を終えた後も、この地域は利用されている。

## IV. 第7次調査の目的と経過

### 〔調査の目的〕

第1～5次調査で、政庁の規模および建物配置、外郭区画施設の位置や構造がほぼ確定し、桃生城跡全体の規模も明らかになった。そのため、第6次調査ではそれまでほとんど未調査であった城内の官衙の様相を明らかにすることを目的として、政庁西側の丘陵頂部平坦地東半を調査し、官衙を構成する建物跡などを検出した。その結果、この官衙域が丘陵西半にも広がることが想定された。

第7次調査は、前年に引き続き政庁西側の丘陵頂部平坦地西半を対象として、城内の官衙域の詳細について明らかにすることを目的とした。また、外郭北辺中央部で二股に分かれて南に延び城内を二分するSF12土墨跡の高まり延長線が、丘陵の西端部を通ることから、この区画施設の構造と変遷の把握をも目的とした。

これらの目的のため、第6次調査区に隣接する西側に東区(官衙域の建物構成の調査)、東区の南側に隣接して東区頂部トレンチ(尾根線上の遺構の有無の確認)、丘陵西端部に西区(官衙域の広がりと城内区画施設の調査)の3ヵ所の調査区を設定した。

### 〔調査の経過〕

5月11日に調査対象地の地権者に今年度の調査について説明し、6月9日には立木伐採と発掘調査の同意を得た。6月17日に立木の伐採を開始し、30日に伐採を終了した。7月7日に抜根範囲を決め、順次抜根作業を行った。

8月3日に発掘器材を搬入して調査の開始式を行い、まず尾根頂部に設定した東西12m×南北3mの東区頂部トレンチの表土を除去し、遺構検出作業を行った。その結果、トレンチ西端でSK120土壌が検出されたのみで、他の遺構は検出されなかった。第6次調査でも尾根線上には遺構はみられなかったことから、尾根頂部の平坦面は建物等の施設が設けられない空地であったことを確認した。4日に写真撮影をし、平板測量による1:100のトレンチ平面図を作成し、遺構面のレベル測量を行い、土壌部分を除いて埋め戻した。翌5日、SK120土壌の精査・断ち割りを行い、1:20の土壌平面図・断面図を作成した。

8月4日からは西緩斜面西端付近に設定した南北15m×東西13mの西区の表土除去作業を開始し、6日に終了した。次いで、丘陵頂部周縁の北緩斜面から西緩斜面にかけて等高線に沿うように設定した幅10mの東区の表土除去作業に入り、12日～17日のお盆休みを挟んで21日に終了した。

東区の遺構検出作業は、21日に南端から開始した。西緩斜面部分では、SD118溝やSK117土壌、風倒木の痕跡が検出されたのみであった。北緩斜面に入った26日に、調査区東半部で柱穴を検出し、27日には東西3間・南北2間の東西棟になることが明かとなった(SB114建物跡)。さらに、その東にSB113建物跡、北にSB115建物跡の柱穴の一部を検出した。28日にはSB113建物跡が東西3間

・南北2間の東西棟であることを確認した。また、SB115建物跡が調査区の北側に展開することから、調査区の建物跡部分を拡張し検出作業を進めた結果、9月8日には、SB115建物跡も東西3間・南北2間の東西棟であることが判明した。検出した遺構の精査を順次行い、28・29日にSB113～115建物跡柱穴の断ち割りを実施し、断面図を作成して、写真撮影を行った。

西区の遺構検出作業は、9月1日に入り、2日に調査区の南東隅で柱穴(SA123柱穴列P7～9)を、南西隅で堅穴住居跡と思われる西側への落ちを検出したが、この落ちは、後にSD122雨落ち溝であることが判明した。8日、調査区南東隅の柱穴の続きを検出するために、調査区を南に6m、幅3mで拡張し、10日までにSA123柱穴列P1～6を検出した。これらの柱穴は、柱筋が通るものの、柱間にバラツキがあり、P8とP9が重複していることから、東側に展開する複数の建物跡の柱穴の一部と考えられた。さらに調査区南西隅で遺構検出作業を進めた結果、25日になり、6個の柱穴を検出し、南北4間以上・東西2間以上で調査区の西側に展開するSB121南北棟建物跡の存在が知られ、SD122溝はその東側雨落ち溝であることで判明した。しかし、調査期間の制約から、西区の建物跡については、来年度再調査することとした。

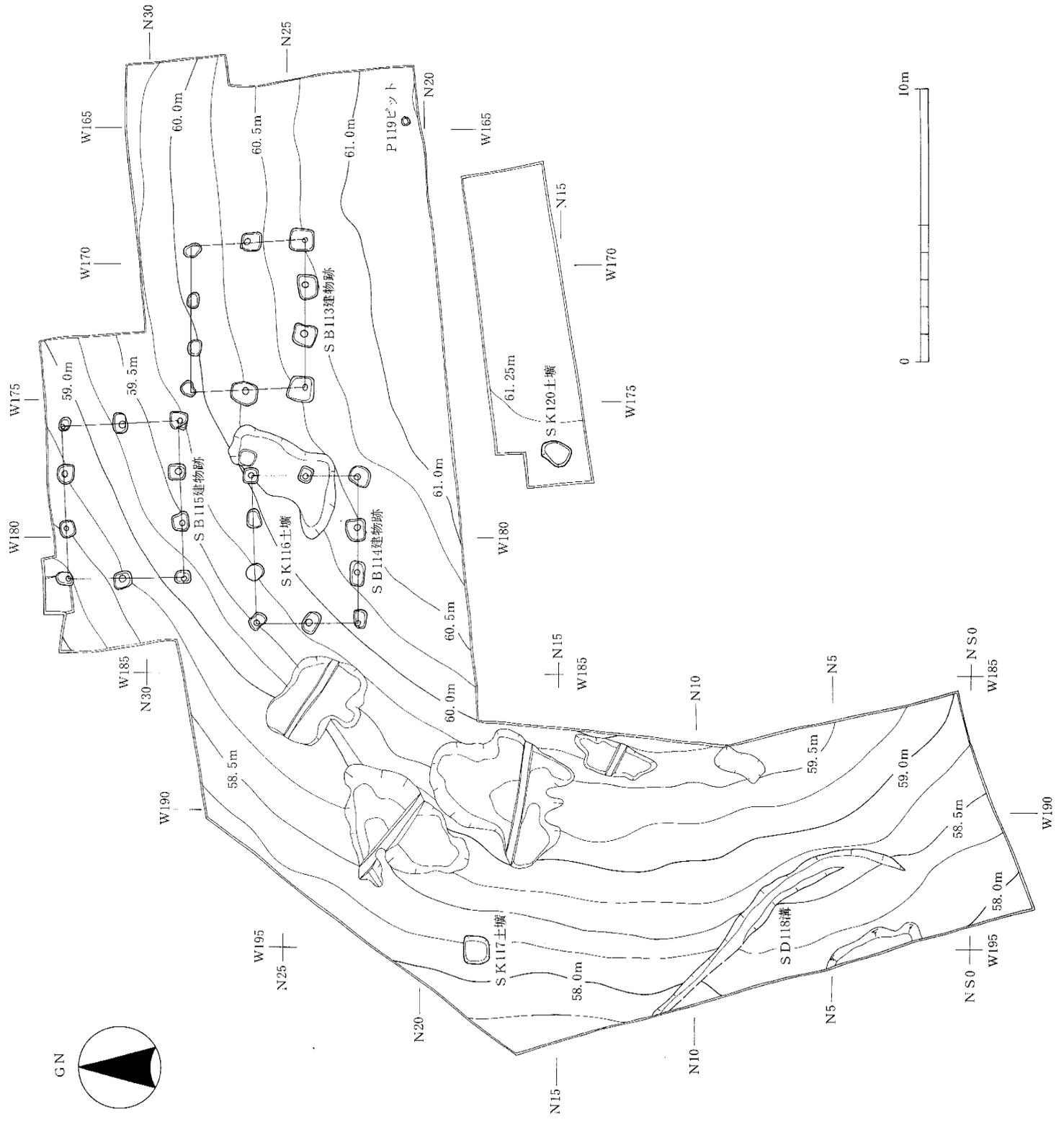
この間、9月2～10日に3m単位の測量基準点を設定して、9月17・18日に1:100の平面図、21～28日に1:20の平面図を作成した。また、29日～10月2日に遺構面のレベル測量を行い、5日に補足した。写真撮影は、9月25日にラジコン・ヘリコプターによる空中写真撮影を行い、26・29日には、調査区や建物跡などの写真撮影を行った。

9月30日から埋め戻しを開始し、10月6日発掘器材を撤収、7日には調査を終了した。なお、9月24日午前に桃生城跡第7次調査の成果を報道関係に発表し、26日午後一般を対象とした現地説明会を開催したところ、約200名の参加者があった。

## V. 発見された遺構と遺物

第7次調査の調査地区は、政庁の西側150～250mで、政庁地区から続く丘陵尾根上に位置する(第2図)。この地区と政庁地区の間には、南・北から浅い沢が入り込んでいる。丘陵頂部は平坦、その周縁は緩斜面で、政庁地区に次ぐ広さを持つ。丘陵裾部は急傾斜である。調査区は、第6次調査区の西に隣接する東区と頂部トレンチ、緩斜面西端付近に西区、の計3ヵ所を設定した(第3図)。調査区の大部分は、暗褐色の表土(第1層)下がすぐに明黄褐色粘板岩の岩盤の地山(第3層)となっている。西区の南西隅(SD122溝以西)にのみ、黒褐色土の第2層が分布している。遺構の大部分は、表土下の地山面で検出している。

東区で、掘立式建物跡3棟、土壇2基、溝1条、ピット1個を、頂部トレンチで、土壇1基を発見した(第4図)。西区では、掘立式建物跡1棟、柱列とした柱穴10個、溝3条を発見した(第10図)。遺物には、主に西区の溝などから出土した須恵器・土師器・瓦などがある。



第4図 東区平面図

## ( 1 ) 東区・頂部トレンチ(第3図, 図版1~3・7)

東区は、丘陵頂部周縁の北緩斜面から西緩斜面にかけてL字状に曲がる等高線に沿った調査区である。また、頂部トレンチは、それに隣接する尾根頂部のトレンチである。

### 1) 東区(第4図, 図版1~3)

#### S B 113掘立式建物跡(第4・5図, 図版4・5)

調査区東半部の北緩斜面、第6次調査で検出したS B 96建物跡の西側約14mに位置する、東西3間・南北2間の東西棟建物跡である。10個の柱穴すべてを検出した。残りの悪い北側柱列を除く6個の柱穴(P 1~5・10)に柱痕跡が認められた。他の遺構との重複はないが、本建物跡の北西隅と後述するS B 115建物跡の南東隅との間隔は約1mと近接している。

平面規模は、桁行が南側柱列で総長5.4m、柱間は東から1.7m・1.7m・2.0mである。梁行は、北側柱列の柱痕跡が確認できないため明かでないが、柱穴位置を参考にすると東妻で総長約4.2mと推定される。柱間は南側の1間目で東妻が2.1m、西妻が2.2mである。建物方向は南側柱列でみると東で北に1°偏っている。

柱穴は長辺0.5~1.0m、短辺0.4~0.9mの方形であるが、底に近い柱穴は楕円形状になる。深さは、最も残りの良いP 1柱穴で76cmである。柱痕跡は直径約21cmの円形である。柱穴の埋め土は地山礫を含むにぶい黄褐色土が主体で、柱痕跡は暗褐色土である。

遺物は出土していない。

#### S B 114掘立式建物跡(第4・6図, 図版5)

調査区東半部の北緩斜面、S B 113建物跡の西側に位置する、東西3間・南北2間の東西棟建物跡である。10個の柱穴すべてを検出した。東妻のP 5・6柱穴はS K 116土壌底面で検出した。残りの悪い北側柱列のP 7・8柱穴を除く8個の柱穴(P 1~6・9・10)に柱痕跡が認められた。S K 116土壌と重複し、それよりも古い。

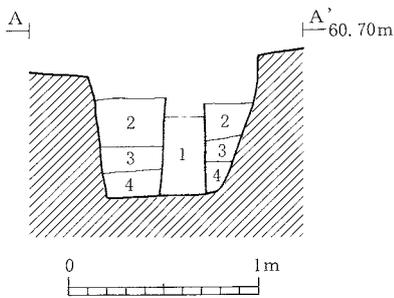
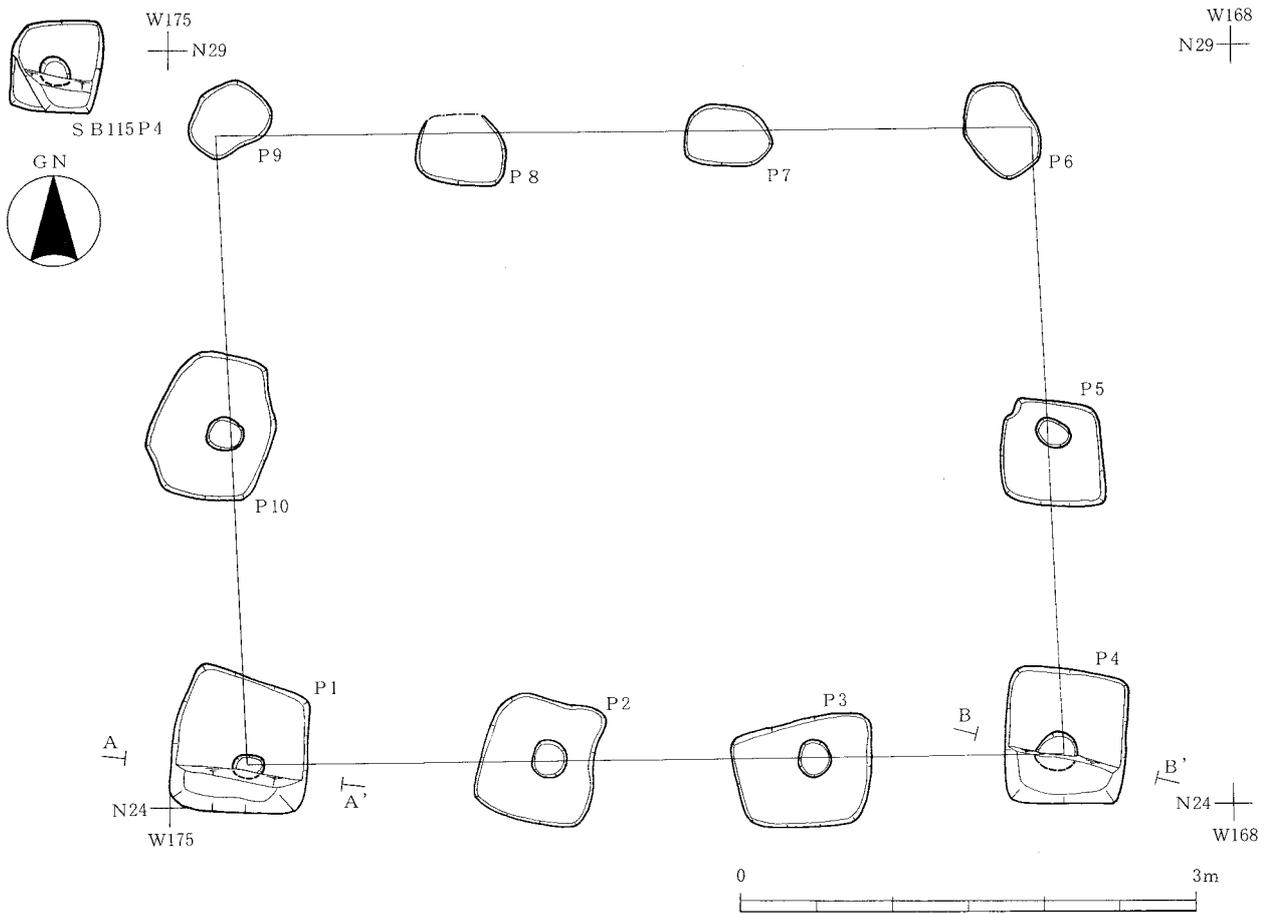
平面規模は、桁行が南側柱列で総長5.4m、柱間は東から1.9m・1.7m・1.8mである。梁行が東妻で総長3.8m、柱間は南から1.8m・2.0mである。建物方向は南側柱列でみると東で北に1°偏っている。

柱穴は長辺0.6~0.9m、短辺0.5~0.7mの長方形であるが、底に近い柱穴は楕円形状になる。深さは、最も残りの良いP 4柱穴で64cmである。柱痕跡は直径約20cmの円形である。柱穴の埋め土は地山礫を含むにぶい黄褐色土が主体で、柱痕跡は暗褐色土である。

遺物は出土していない。

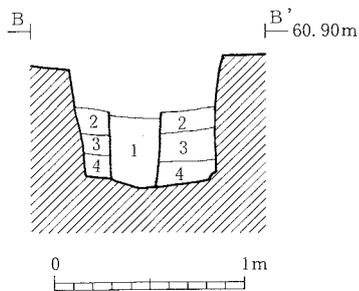
#### S B 115掘立式建物跡(第4・7図, 図版5・6)

調査区東半部の北緩斜面、S B 113建物跡の北西に近接し、S B 114建物跡の北側に位置する東西3間・南北2間の東西棟建物跡である。10個(P 1~10)の柱穴・柱痕跡すべてを検出した。他の遺構との重複はないが、本建物跡の南東隅とS B 113建物跡の北西隅との間隔は約1mと近接している。



No.	土色	土性	概要
1	暗褐色 (10YR3/3)	シルト	地山土をブロック状に含む 柱痕跡
2	灰黄褐色 (10YR4/2)	シルト	地山土をブロック状に、粒状炭を僅かに含む
3	暗褐色 (10YR3/3)	シルト	地山土をブロック状に含む
4	灰黄褐色 (10YR5/2)	シルト	地山土をブロック状に多量に含む

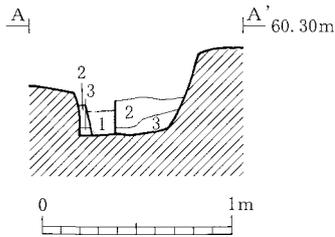
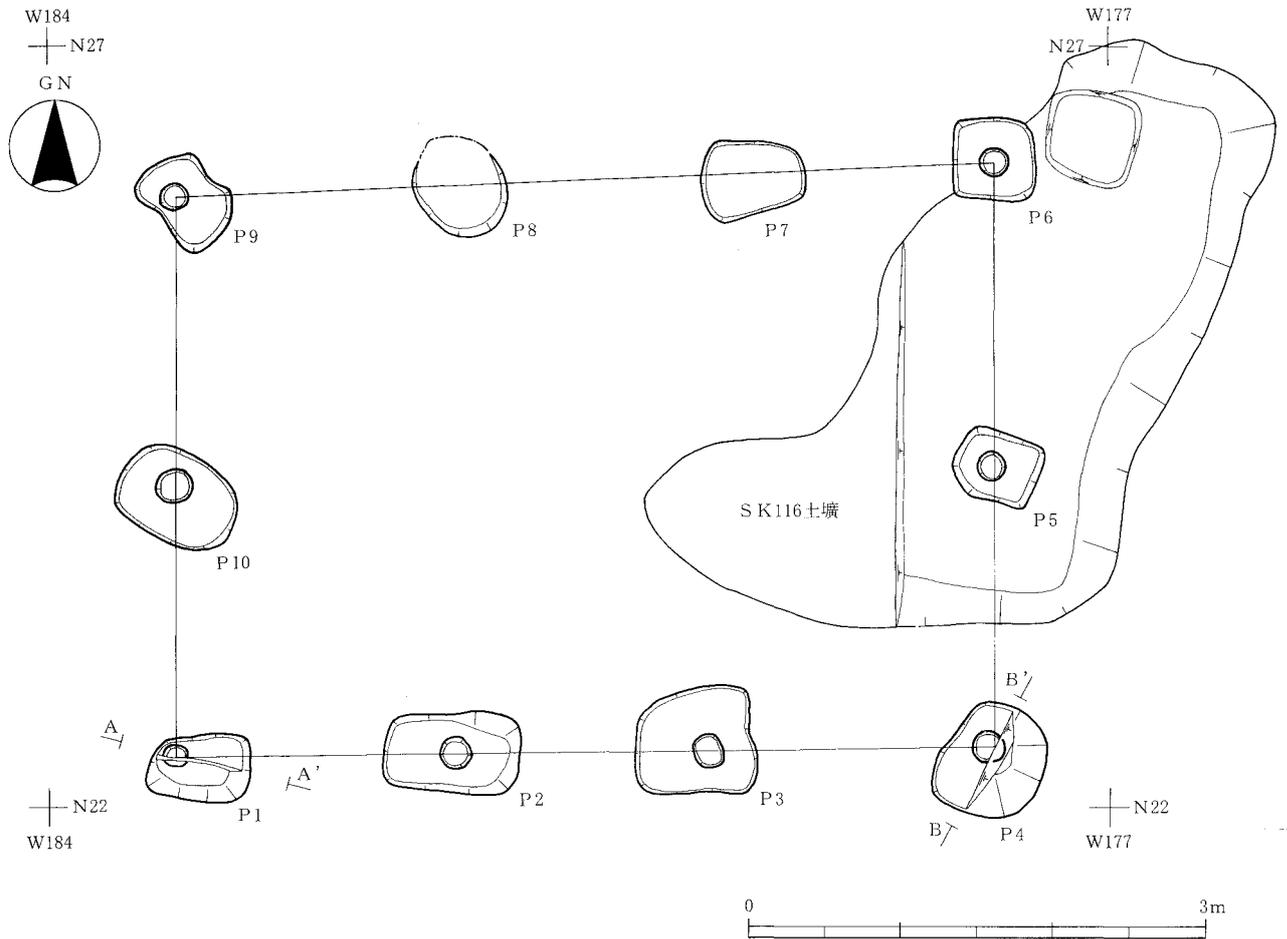
SB113建物跡 P 1 土層観察表



No.	土色	土性	概要
1	暗褐色 (10YR3/4)	シルト	柱痕跡
2	灰黄褐色 (10YR5/2)	シルト	地山土をブロック状に含む
3	にぶい黄褐色 (10YR5/3)	シルト	地山土をブロック状に多量に含む
4	黒褐色 (10YR3/2)	シルト	地山土をブロック状に若干含む

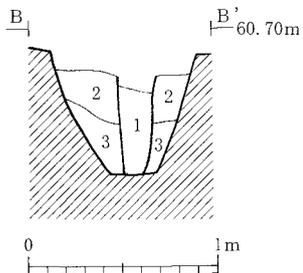
SB113建物跡 P 4 土層観察表

第5図 SB113建物跡



No.	土色	土性	概要
1	暗褐色(10YR3/3)	シルト	柱痕跡
2	灰黄褐色(10YR4/2)	シルト	地山土をブロック状に含む
3	にぶい黄褐色(10YR5/3)	シルト	地山土をブロック状に多量に含む

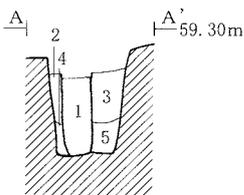
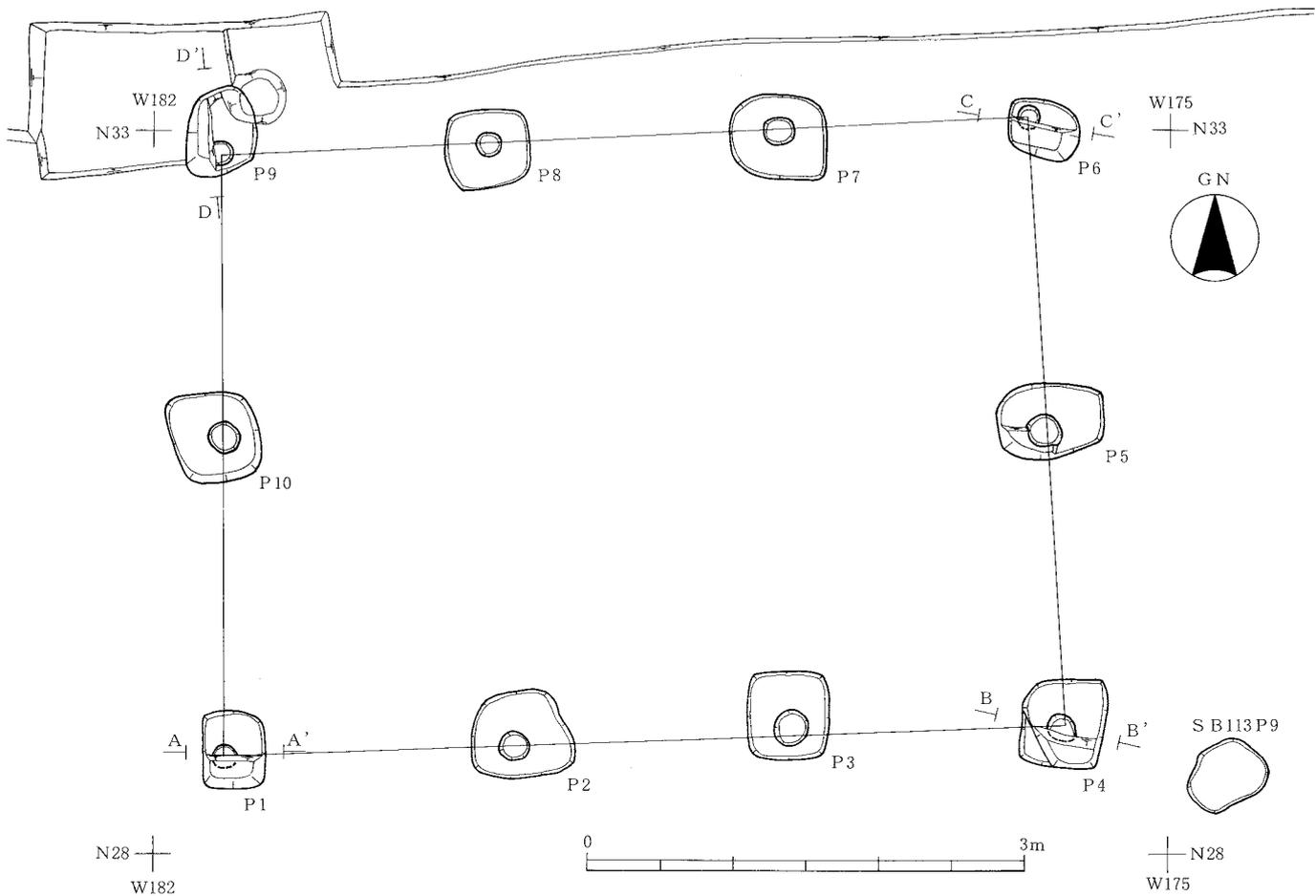
SB114建物跡 P1 土層観察表



No.	土色	土性	概要
1	暗褐色(10YR3/4)	シルト	しまりなし 柱痕跡
2	にぶい黄褐色(10YR5/4)	シルト	地山土をブロック状に多量に含む
3	灰黄褐色(10YR4/2)	シルト	地山土をブロック状に含む
4	暗褐色(10YR3/3)	シルト	地山土をブロック状に含む
5	灰黄褐色(10YR5/2)	シルト	地山土をブロック状に多量に含む

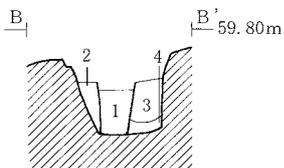
SB114建物跡 P4 土層観察表

第6図 SB114建物跡・SK116土壙



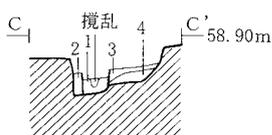
No.	土色	土性	概要
1	暗褐色(10YR2/3)	シルト	地山土を微量ふくむ しまりなし 柱痕跡
2	灰黄褐色(10YR4/2)	シルト	地山土をブロック状に含む
3	暗褐色(10YR3/4)	シルト	地山土をブロック状に若干含む
4	灰黄褐色(10YR6/2)	シルト	地山土をブロック状に多量に含む
5	にぶい黄褐色(10YR4/2)	シルト	地山土をブロック状に含む

SB115建物跡 P1 土層観察表



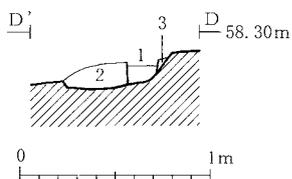
No.	土色	土性	概要
1	暗褐色(10YR3/4)	シルト	柱痕跡
2	にぶい黄褐色(10YR4/3)	シルト	地山土をブロック状に含む
3	灰黄褐色(10YR4/2)	シルト	地山土をブロック状に含む
4	灰黄褐色(10YR5/2)	シルト	地山土をブロック状に多量に含む

SB115建物跡 P4 土層観察表



No.	土色	土性	概要
1	褐色(10YR4/4)	シルト	柱痕跡
2	褐色(10YR4/6)	シルト	地山土をブロック状に含む
3	にぶい黄褐色(10YR5/3)	シルト	地山土をブロック状に含む
4	灰黄褐色(10YR6/2)	シルト	地山土をブロック状に多量に含む

SB115建物跡 P6 土層観察表



No.	土色	土性	概要
1	暗褐色(10YR4/3)	シルト	地山土をブロック状に含む 柱痕跡
2	明黄褐色(10YR6/6)	シルト	地山土をブロック状に多量に含む
3	褐色(10YR5/3)	シルト	地山土をブロック状に多量に含む

SB115建物跡 P9 土層観察表

第7図 SB115建物跡

平面規模は、桁行が南側柱列で総長5.8m、柱間は東から1.9m・1.9m・2.0mである。梁行は、東妻で総長4.2m、柱間は南から2.1m・2.1mである。建物方向は南側柱列で見ると東で北に2° 偏っている。

柱穴は長辺0.5~0.7m、短辺0.4~0.6mの方形であるが、岩盤の堅い部分を掘り残しているものもある。深さは、最も残りの良いP 1 柱穴で56cmである。柱痕跡は直径約19cmの円形である。柱穴の埋め土は地山土・礫を含むにぶい黄褐色土が主体で、柱痕跡はにぶい黄褐色・暗褐色・褐色土である。

遺物は出土していない。

#### SK116土壙(第4・6図)

調査区東半部で検出した土壙である。SB114建物跡東妻P 5・6 柱穴と重複しており、それらよりも新しい。平面形は南北4.8m×東西3.1mの不整形で、深さ約30cmの浅い皿状である。埋まり土は褐色土で、地山粒・礫を多量に含む。

遺物は、埋まり土から非ロクロ調整の土師器甕破片が1点出土している。

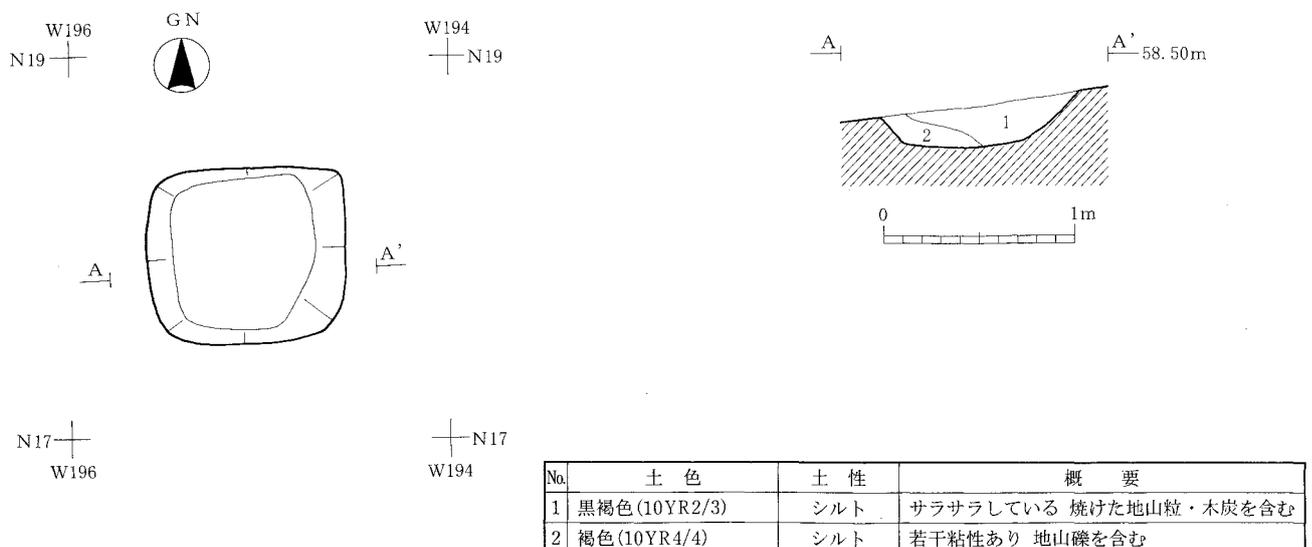
#### SK117土壙(第4・8図, 図版3・6)

調査区南西半部表土下の風倒木痕跡上面で検出した、焼面を持つ土壙である。他の遺構との重複はない。平面形は東西105cm×南北93cmの方形で、深さ22cmの皿状である。埋まり土は2層に分かれ、上層は焼けた地山粒・木炭を含むサラサラした黒褐色土、下層は地山小礫を含み若干粘性のある褐色土で、壁面は加熱を受けて赤変している。後述する頂部トレンチのSK120土壙と類似の遺構と思われる。

遺物は出土していない。

#### SD118溝(第4図)

調査区南西半部で検出した、南から北西に延びる溝である。他の遺構との重複はない。長さ約12m分を検出したが、北西端は調査区外に延びる。上端幅84cm・底面幅47cmで、断面形は深さ18cmの緩や



第8図 SK117土壙

かなU字形である。埋まり土は、黒褐色土である。後述する西区のS D 125溝に続く可能性がある。

遺物は出土していない。

### P 119ピット(第4図)

調査区南東隅で検出した、焼土の入ったピットである。他の遺構との重複はない。平面形は南北38cm×東西20cmの長方形で、堆積土は暗褐色土で、焼土・木炭・地山粒を多量に含む。

遺物は出土していない。

## 2) 頂部トレンチ(第4図, 図版7)

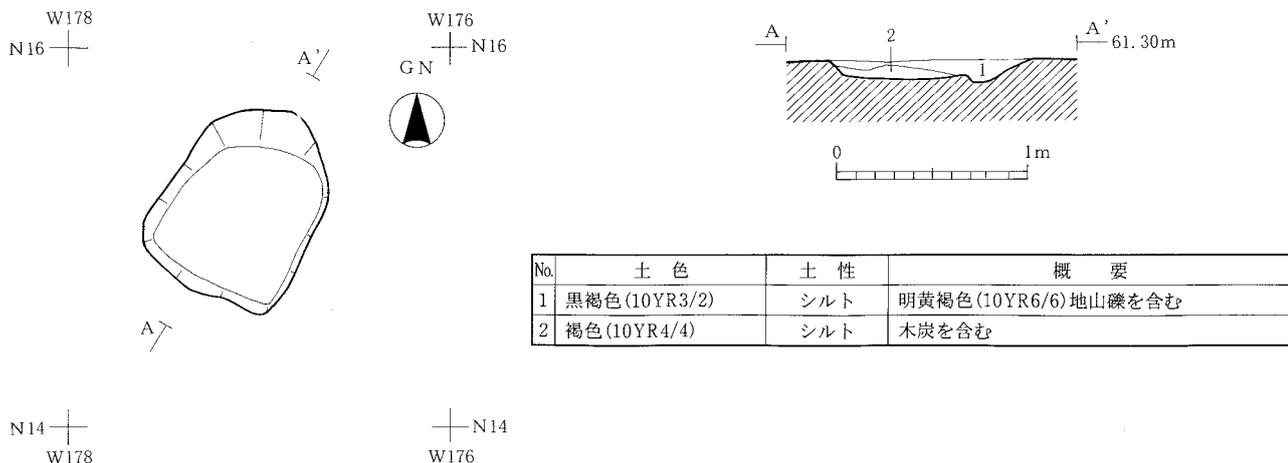
### S K 120土壌(第4・9図, 図版7)

頂部トレンチ西端で検出した、焼面を持つ土壌である。他の遺構との重複はない。平面形は南北108cm×東西83cmの丸みをおびた長方形で、深さ10cmの浅い皿状である。埋まり土は2層に分かれ、上層は明黄褐色地山小礫を含む黒褐色土、下層は炭を含む黒色土で、壁面・底面は加熱を受け地山粘板岩が赤変している。東区のS K 117土壌と類似の遺構と思われる。

遺物は出土していない。

## 3) 東区出土の遺物(第14図, 図版9)

東区から検出された遺構では、S K 116土壌から遺物が出土しただけで、それ以外の遺構からは遺物は出土していない。その他、S B 114建物部分の第1層から、非ロクロ調整の土師器坏、外面の体部下端と底部全面に回転ヘラケズリの調整が加えられた須恵器坏(第14図1)が出土している。また、S B 115建物跡のP 10柱穴付近第1層から、非ロクロ調整の土師器甕破片や須恵器甕の底部(第14図7)が少量ではあるが出土している。それぞれの遺構に関連する遺物の可能性がある。



第9図 S K 120土壌

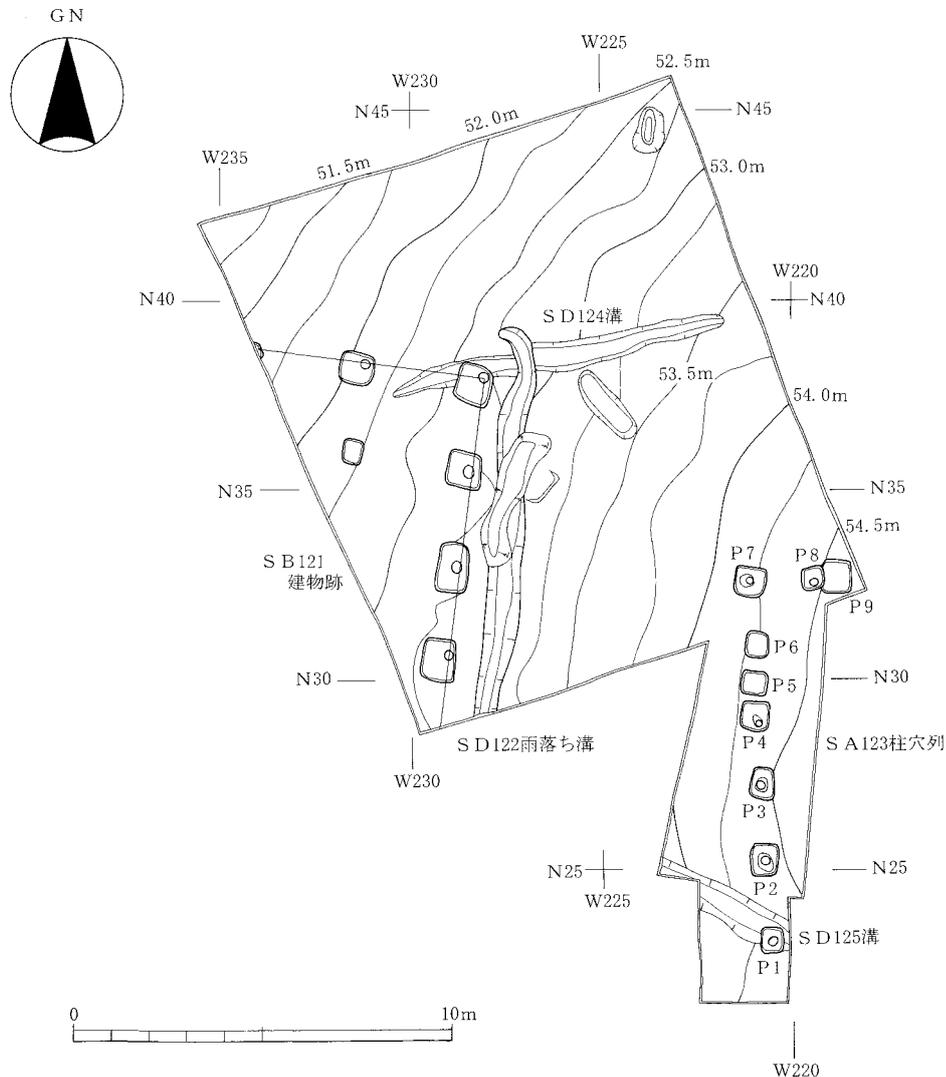
(2) 西区 (第3・10図, 図版2・3・7・8)

西区は、西緩斜面西端付近の調査区である。

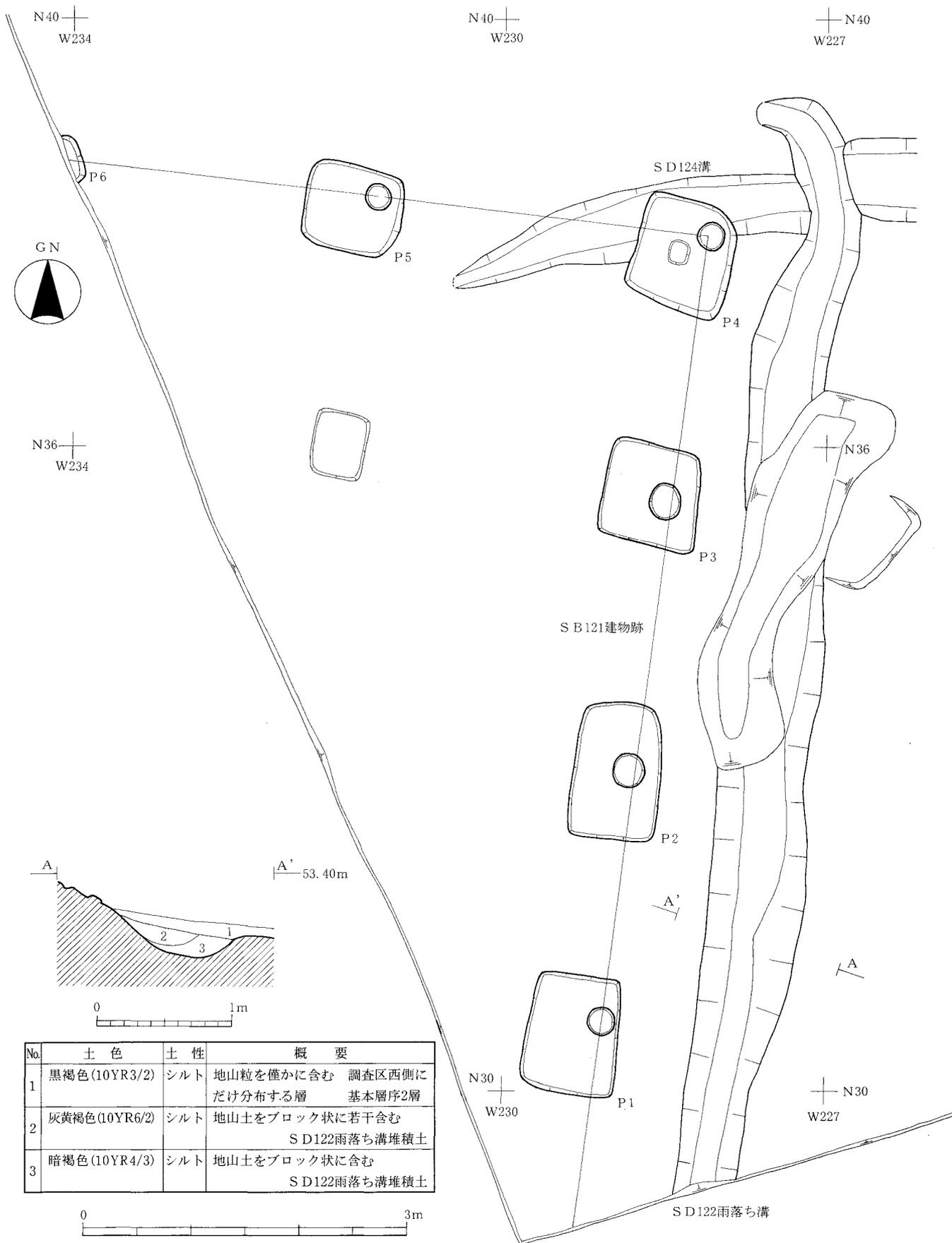
S B 121掘立式建物跡・S D 122雨落ち溝 (第10・11・12図, 図版8~10)

S B 121建物跡は、調査区西端の西緩斜面に位置する、南北4間以上・東西2間以上の南北棟建物跡である。東側にS D 122雨落ち溝を伴う。第2層下の地山面で、S B 121建物跡の柱穴6個(P 1~6)とS D 122溝を検出した。P 4柱穴・S D 122溝は、S D 124東西溝と重複しているが、どちらもS D 124溝より古い。

S B 121建物跡の柱穴では、調査区西端にかかるP 6柱穴を除く、5個の柱穴に柱痕跡が認められた。平面規模は次の通りである。東側柱列の柱間は、北から2.5m・2.5m・2.4m、総長7.4mである。しかし、後述するように、S D 122雨落ち溝の南端が調査区外まで延びることから、建物の桁行も調査区外へ延びて4間以上になると推定される。したがって、桁行の総長は、P 4から調査区南端の9.4m以上となる。梁行は、北妻で総長6.0m以上、柱間は東から3.1m・2.9m以上である。建物方向は東側柱列で見ると北で東に8°偏っている。



第10図 西区平面図



第11図 SB121建物跡・SD122雨落ち溝

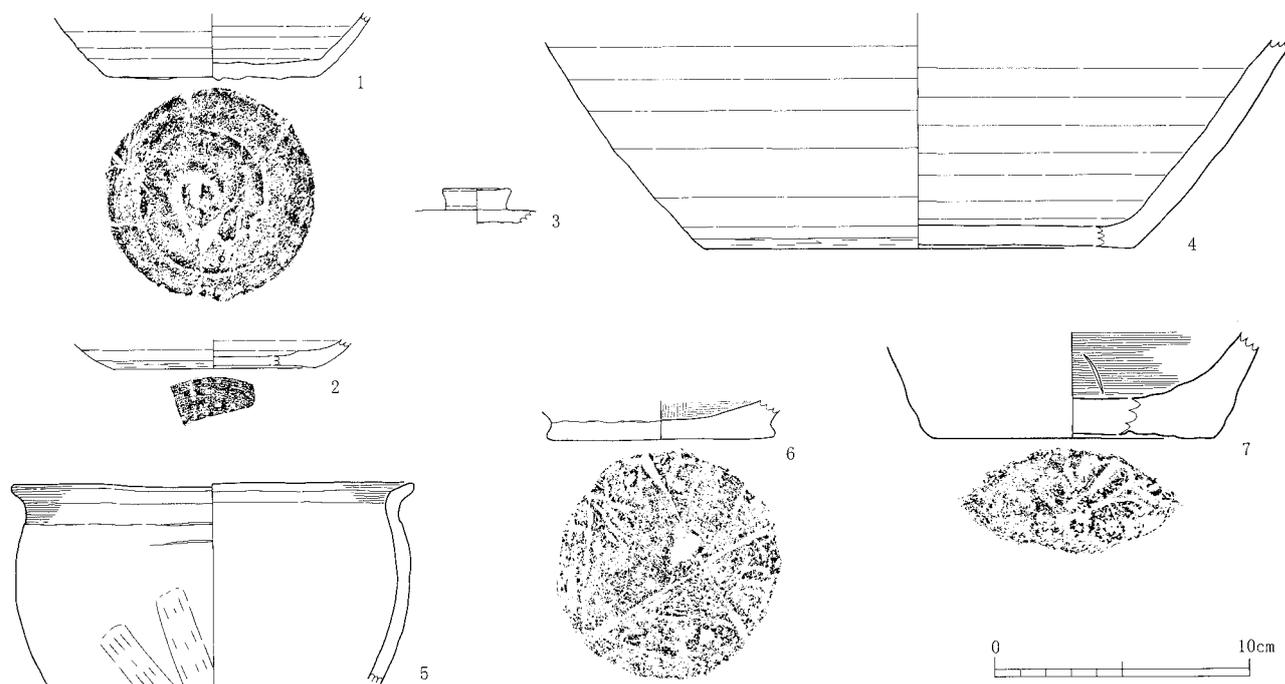
柱穴は長辺0.9～1.3m、短辺0.8～0.9mの方形または長方形である。深さは、断ち割りをしていないので不明である。柱痕跡は直径約28cmの円形である。柱穴の埋め土は地山土を含むにぶい黄褐色土が主体で、柱痕跡は黒褐色または暗褐色土である。

S D122溝は、S B121南北棟建物の東雨落ち溝である、長さ約12m分を検出したが、南端は調査区外に延びている。上端幅90cm、底面幅43cmで、北端は西に折れ曲がっている。断面形は深さ35cmの緩やかなU字形である。埋まり土は2層に分かれ、上層は灰黄褐色土で地山土をブロック状に若干含み、下層は暗褐色土で地山土をブロック状に含む自然堆積土である。

東側柱列と雨落ち溝の中心は1.1～1.3m離れている。このことから、S B121掘立式建物の軒の出は、約1.2m(4尺)程であった可能性がある。

S D122雨落ち溝がS B121建物の傾斜の高い桁行側に設けられる点や、溝の端が建物側に折れ曲がって止まる形態は、第6次調査で検出したS B96建物跡・S D98雨落ち溝と共通する(宮城県多賀城跡調査研究所：1998)。また、溝の南端がP 1柱穴の南で折れ曲がらず調査区外に延びることから、S B121建物もさらに南に延び桁行が4間以上となることが推定される。

遺物は、S B121掘立式建物跡を覆う第2層から、外面の体部下端と底部全面に回転ヘラケズリ調



No.	種類	出土遺構・層位	特徴	口径	底径	器高	登録	箱番号
1	須恵器・坏	S D122 1層	外面：ロクロナデ 底部切離し ヘラ切り 内面：ロクロナデ		8.4		R1	12865
2	須恵器・坏	S B121付近 2層	外面：ロクロナデ 底部切離し不明 体下～底全面 回転ヘラケズリ 内面：ロクロナデ		8.0		R2	12865
3	須恵器・蓋	S D122 1層	宝珠状つまみ つまみ径2.7cm 外面：ロクロナデ 内面：ロクロナデ				R7	12865
4	須恵器・鉢	S D122 1層	外面：ロクロナデ 坏体下～底周縁 回転ヘラケズリ 内面：ロクロナデ		17.0		R11	12865
5	土師器・甕	S D122 1層	外面：ヨコナデ 手持ヘラケズリ 内面：ヨコナデ 不明 剥落が著しい	16.0			R21	12865
6	土師器・甕	S D122 堆積土	外面：ナデ or 手持ヘラケズリ 底部 木葉痕 内面：ナデ		9.0		R22	12865
7	土師器・甕	S D122 堆積土	外面：剥落不明 底部 木葉痕 内面：ヘラナデ		11.0		R23	12865

第12図 西区S B121建物跡・S D122雨落ち溝出土遺物

整される須恵器坏(第12図2)・高台坏・蓋や、非ロクロ調整の土師器甕が出土している。P 1 柱穴の柱痕跡からは、非ロクロ調整で器壁の内外ともヘラミガキ・黒色処理された土師器破片が出土している。S D122雨落ち溝の埋まり土からは、ヘラ切り無調整の須恵器坏(第12図1)、蓋のつまみ部(第12図3)、外面の体部下端と底部周縁に回転ヘラケズリの調整が加えられる鉢(第12図4)や、非ロクロ調整の土師器坏・甕(第12図5～7)などが出土している。

#### S A123柱穴列(第10・13図, 図版8)

調査区南東部で検出した10個の柱穴を、S A123柱穴列とした。P 1～7柱穴が南北に柱筋を通して並び、P 7柱穴の東にP 8・9柱穴が位置する。P 7柱穴は、ほぼ同位置でA(旧)・B(新)の重複がある。P 8柱穴は、P 9柱穴の西端と重複し、P 8がP 9より新しい。また、南端のP 1柱穴はS D125溝と重複しており、それよりも古い。

P 1～P 4とP 7 B・8の6個の柱穴に、柱痕跡が認められた。また、P 2～4とP 7 Bの4個の柱穴に、切取穴が認められた。柱間は、P 1・2・3の間は2.1m・2.0mとほぼ同間隔であるが、P 3・4の間は1.6mと狭くなる。また、P 7 B・8の間は1.7mである。P 4～6柱穴はさらに近接している。

柱穴は長辺0.6～0.8cm、短辺0.5～0.8cmの方形で、柱痕跡は20cm前後の円形である。柱穴の埋め土と柱痕跡は、灰黄褐色土またはにぶい黄褐色土を主体とするが、P 7 Bの柱痕跡のみ赤褐色の焼土である。

これらの柱穴列は、重複があり、柱間寸法にバラツキがある。さらに、北端で東に曲がることから、調査区の東に展開する複数の建物跡の柱穴群と想定される。今後、再調査し確定したい。

遺物は、P 3柱穴の柱切取穴から須恵器甕の体部破片が、P 7 B柱穴の柱痕跡から非ロクロ調整の土師器甕の体部破片が出土している。

#### S D124溝(第10・11図)

調査区中央部で検出した、東から西に延びる溝である。S B121建物跡P 4柱穴・S D122溝と重複しており、それらよりも新しい。長さ約8.9m、上端幅78cm・底面幅51cmで、断面形は深さ18cmの緩やかなU字形である。埋まり土は、にぶい黄褐色土である。

遺物は、埋まり土から須恵器高台坏の高台部破片が出土している。

#### S D125溝(第10・13図)

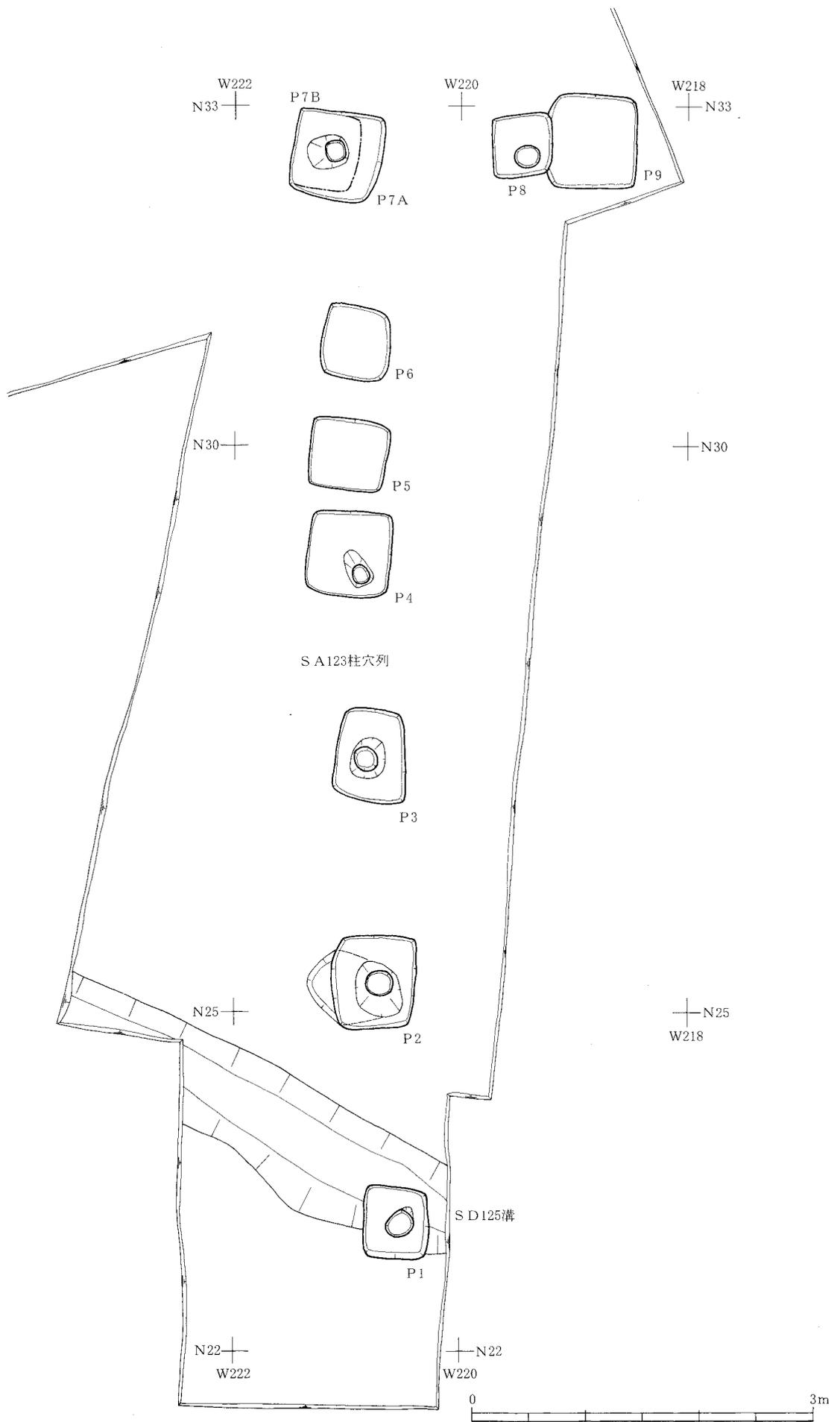
調査区南端部で検出した、南東から北西に延びる溝である。S A123柱穴列P 1柱穴と重複しており、それよりも新しい。長さ約4m分を検出したが、両端は調査区外に延びる。上端幅100cm・底面幅43cmで、断面形は深さ23cmの緩やかなU字形である。埋まり土は黒褐色土で、地山粒をわずかに含む。東区南西半部のS D118溝から続く可能性がある。

遺物は、埋まり土から須恵器甕の口縁部破片が出土している。

### (3) 表土出土の遺物(第14図, 図版9・10)

第1層から出土した遺物には、須恵器、土師器、瓦、転用砥石などがある。

須恵器には、坏(1・2)・高台坏(3・4)・蓋(5)・鉢(6)・甕(7～9)・壺がある。1・2は、外面の体

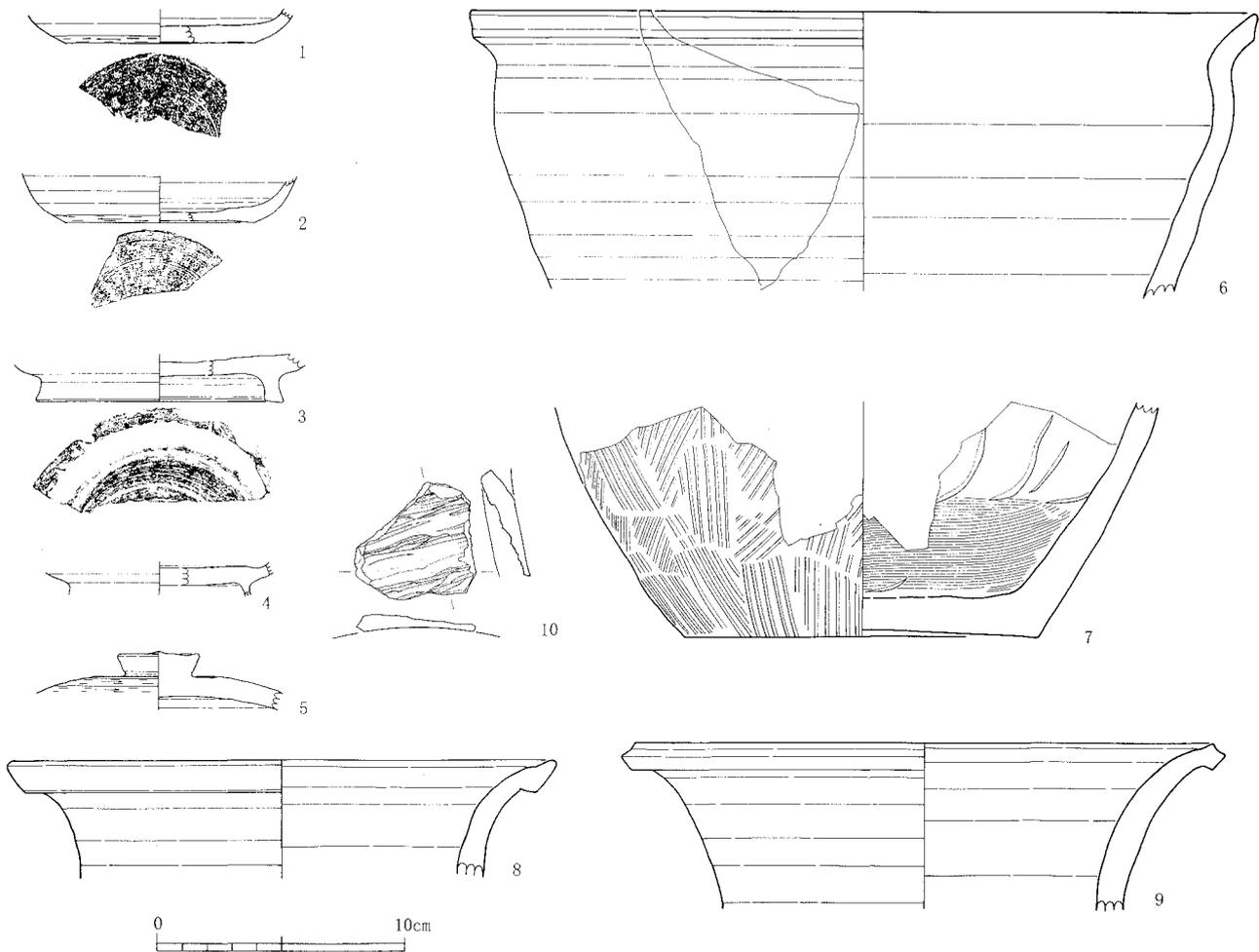


第13図 SA123柱穴列・SD125溝

部下端から底部全面を回転ヘラケズリ調整したものである。3・4は、1・2と同様に調整した坏に高台を付着したものである。5は、低平な宝珠状つまみをもち、天井部外面に回転ヘラケズリ調整したものである。6は、口縁端部が上方につまみ出される大型の鉢である。7は体部外面に縦位の平行タタキが施されるもので、8・9は内外ともロクロ調整される甕の口縁部である。

土師器には、非ロクロ調整の坏・甕があり、瓦には平瓦・丸瓦があるが、類別できない小破片が多い。

転用砥石(10)は、須恵器甕の破片の外面に横方向の溝状研磨痕が認められるもので、12mmの厚さの器壁が2mmまで擦り減っている。破片の周縁に部分的に摩滅痕も認められる。



No.	種類	出土遺構・層位	特徴	口径	底径	器高	登録	箱番号
1	須恵器・坏	N I 09 1層	外面：ロクロナデ 底部切離し不明一体下～底全面 回転ヘラケズリ 内面：ロクロナデ		7.6		R3	12865
2	須恵器・坏	西区 1層	外面：ロクロナデ 底部切離し不明一体下～底全面 回転ヘラケズリ 内面：ロクロナデ		7.6		R4	12865
3	須恵器・高台坏	西区 1層	外面：ロクロナデ 坏体下～底全面 回転ヘラケズリ 内面：ロクロナデ		高台径10.0		R5	12865
4	須恵器・高台坏	表採	外面：ロクロナデ 坏体下～底全面 回転ヘラケズリ 内面：ロクロナデ		高台径7.3~		R6	12865
5	須恵器・蓋	西区 1層	宝珠状つまみ つまみ径3.3cm 外面：ロクロナデ 天井部 回転ヘラケズリ 内面：ロクロナデ				R8	12865
6	須恵器・鉢	東区 抜根時	外面：ロクロナデ 斜位平行タタキ 内面：ロクロナデ	32.0			R12	12865
7	須恵器・鉢	N L 10 1層	外面：ロクロナデ 平行タタキ 内面：アテ痕 ナデ		14.4		R13	12865
8	須恵器・甕	表採	外面：ロクロナデ 内面：ロクロナデ	22.2			R15	12865
9	須恵器・甕	北西隅 1層	外面：ロクロナデ 内面：ロクロナデ	24.4			R14	12865
10	転用砥石	西区 抜根時	長さ4.9cm 幅4.8cm 厚さ1.2cm 須恵器甕外面に横方向の溝状研磨痕 摩滅痕				R31	12865

第14図 表土出土遺物

## VI. 考 察

### ( 1 ) 政庁西側官衙の建物構成と変遷

第6・7次調査で、政庁西側の丘陵頂部周縁の東・北・西緩斜面に位置する複数の掘立式建物跡や堅穴住居跡が検出されたことにより、この南北50m以上、東西150m以上のエリア一帯が、官衙域として使用されていたことが明かとなった(第3図)。ここでは、政庁西側官衙の建物構成と変遷について、整理しておきたい。

#### 〔第6次調査地区〕(第3図)

第6次調査区のS I 99・100・101堅穴住居3棟は、同一時期のセットをなすもので、住居跡が人為的に埋められている。これは、この地域を再利用するための整地地業とみられ、この付近にはS B 97建物跡以外の遺構が存在しないことから、S B 97建物など建設のための整地地業とみなすことができる。したがって、堅穴住居群の廃絶とS B 97建物の建設とは連続して行われた可能性が高い。また、S B 96建物跡の棟方向とS B 97建物跡の妻方向がほぼ一致し、S B 96建物跡の南側柱列の延長線上に、S B 97建物跡の南妻が位置している。これは、離れて位置する2つの建物跡が規則性を持って配置されていることを示しており、両者は同一時期の建物跡と思われ、S B 96建物跡も堅穴住居跡群に後続するものと考えられる。すなわち、S I 99・100・101堅穴住居3棟からS B 96・97建物2棟への、2時期の変遷があったことになる。

#### 〔第7次調査東区〕(第3・4図)

第7次調査の東区北緩斜面では、S B 113・114・115の建物跡3棟が検出された。この中、S B 113建物跡北西隅とS B 115建物跡南東隅が約1mの距離で近接しており、両建物が同時期のものとは考えがたい。S B 114建物は、S B 113・115建物のどちらとも同時並存する可能性があるが、柱筋をみると、S B 114の棟通りと北側柱列が、S B 113建物跡の南側柱列と棟通りにそれぞれほぼ一致し、両建物跡の方向も同じで東で北に1°偏っている。このように両建物の間には規則性があるが、S B 115建物跡との間にはみられない。したがって、S B 113とS B 114とは、計画的に配置された同一時期の建物跡と思われる。第7次調査の東区でも2時期の変遷があったことになるが、S B 113・114建物跡とS B 115建物跡との前後関係は不明である。

#### 〔第7次調査西区〕(第3・10図)

第7次調査の西区西緩斜面では、S B 121建物跡とS A 123柱穴列が検出された。S A 123柱穴列(P 1～9)は、北端で東に曲がることから、調査区の東に展開する建物跡の柱穴群であると想定される。また、建物としての柱穴の組み合わせは明確でないが、P 7柱穴にA(旧)・B(新)の重複があり、P 8柱穴(新)とP 9柱穴(旧)も重複し、P 4～6柱穴が近接していることから、2時期以上の変遷のあることが知られる。

#### 〔政庁西側官衙の変遷〕(第3図)

以上の変遷をまとめると、政庁西側官衙には、S I 99・100・101住居跡から、S B 96・97建物跡への、少なくとも2時期の変遷がある。S B 113・114・115建物跡や、S A 123柱穴列から想定される複

数の建物跡が属する時期は不明であるが、その中でS B113・114は同一時期のセットになる建物跡である。

第7次調査で出土した土器は(第12・14図)、第3次調査の政庁西脇殿や第6次調査のS I 99～101住居跡・S K103土壙などから出土した土器の範疇(宮城県多賀城跡調査研究所：1995・1998)に納まるものである。これらの年代は、8世紀第3四半世紀の桃生城存続期(760～774年)のもので、政庁西側官衙の年代もそれを出るものではないと考えられる。

## (2) 政庁西側官衙の特徴

### 〔政庁西側官衙の使われ方〕(第3図)

政庁西側官衙変遷の第2段階に属する建物跡の位置をみると、S B97南北棟建物跡は丘陵東緩斜面東端に、S B96東西棟建物跡は丘陵東半部の北緩斜面に位置する。また、丘陵西半部北緩斜面に位置するS B113・114・115東西棟建物跡や、丘陵西緩斜面西端部に位置するS A123柱穴列から想定される複数の建物跡も、それぞれ2時期以上の変遷をもつことから、この第2段階に属する建物跡の存在が想定される。このことから、少なくとも第2段階の時期には、東西120mにおよぶ丘陵上を、広く官衙域として使用していたことが知られる。

第1段階の住居跡も、S I 99・100住居跡が東緩斜面、S I 101住居跡が北東緩斜面と、いずれも緩斜面に位置している。第6次調査区の頂部平坦面には遺構がなく、第7次調査東区に隣接する頂部平坦面の頂部トレンチでは、時代不明のS K120土壙が検出されたが、他の遺構は検出されなかった。また、尾根線に当たる第7次調査東区の西緩斜面でも、時代不明のS K117土壙・S D118溝が検出されたのみであった。第6次調査で検出した桃生城存続期のS K102・103土壙が、南東緩斜面に位置することも考え合わせると、頂部平坦面には明確な桃生城存続期の遺構はないことになる。

以上のように、政庁西側官衙では、桃生城の存続期を通じて、尾根線に当たる丘陵頂部の中央平坦面が施設空白域の広場となっており、施設はその周縁の緩斜面に広場を取り囲むように設けられている。この頂部平坦面を広場として確保しているということが、政庁西側官衙の性格を究明するための一つの手がかりになるものと思われる。

### 〔政庁西側官衙の中心〕(第3・4・10図)

政庁西側官衙で規模の確定した建物跡には、第6次調査区で検出したS B96・97建物跡、第7次調査東区で検出したS B113・114・115建物跡がある。これら5棟の建物跡は、いずれも桁行3間・梁行2間で、最大のS B96建物跡の桁行総長が6.3m、梁行総長が4.4m、その他の建物跡の桁行総長が5.4～5.8m、梁行総長が3.3～4.2mである。それに対して、第7次調査西区で検出したS B121建物跡は、さらに調査区外に延びるため規模を確定できないが、調査区内だけでも南北4間以上・東西2間以上で、桁行総長が9.4m以上、梁行総長が6.0m以上である。また、柱穴・柱痕跡も、他の建物跡に比べて大きい。

このような大型の建物が、丘陵西緩斜面西端部に位置することは、この地区が政庁西側官衙の中心部分を占めていた可能性がある。この建物跡の西側に位置するS A123柱穴列から想定される複数の

建物跡も、調査区外に展開し詳細が不明であるので、今後この西緩斜面一帯を再調査して明らかにしていく必要がある。

### (3) 城内区画施設(第2図)

桃生城全体の構造上の特徴として、城内が東郭と西郭に二分された複郭構造をなすことが挙げられる。宝亀5(774)年7月の海道の蝦夷の蜂起について、『続日本紀』に「桃生城を侵してその西郭を敗る」と記されており、桃生城跡のS F 11外郭北辺土塁跡が北辺中央部で二股に分かれ、S F 12土塁跡が南に延びて城内を二分していることと対応するものと考えられる。

このS F 12土塁跡の高まりの延長線上に、第7次調査西区の北西隅が位置しているが、その痕跡は検出されなかった(第10図)。この丘陵上が政庁西側官衙として使われていることを考えると、城内区画施設としてのS F 12土塁は今回の調査区のさらに西側に位置するものと思われる。

### (4) 焼土遺構(第4・8・9図)

東区南西半部で検出したS K 117土壌は壁面が、頂部トレンチ西端で検出したS K 120土壌は壁面と底面が、加熱を受けて赤変している。また、両土壌の埋まり土には、木炭が含まれている。両土壌とも、遺物が全く出土しておらず、他の遺構との重複関係や、関連すると思われる遺構もないことから、その性格・年代は不明である。

#### 引用・参考文献

- 宮城県多賀城跡調査研究所 1975: 『桃生城跡Ⅰ』(多賀城関連遺跡発掘調査報告書第1冊)
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1976: 『桃生城跡Ⅱ』(多賀城関連遺跡発掘調査報告書第2冊)
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1995: 『桃生城跡Ⅲ』(多賀城関連遺跡発掘調査報告書第20冊)
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1996: 『桃生城跡Ⅳ』(多賀城関連遺跡発掘調査報告書第21冊)
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1997: 『桃生城跡Ⅴ』(多賀城関連遺跡発掘調査報告書第22冊)
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1998: 『桃生城跡Ⅵ』(多賀城関連遺跡発掘調査報告書第23冊)

# 報告書抄録

ふりがな	ものじょうあと7							
書名	桃生城跡Ⅶ							
副書名								
巻次								
シリーズ名	多賀城関連遺跡発掘調査報告書							
シリーズ番号	第24冊							
編著者名	阿部恵・佐藤和彦							
編集機関	宮城県多賀城跡調査研究所							
所在地	〒985-0861 宮城県多賀城市浮島字宮前133 TEL 022-368-0101							
発行年月日	西暦 1999年3月31日							
ふりがな	ふりがな	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
所収遺跡名	所在地	市町村	遺跡番号	° / ' / "	° / ' / "		m <sup>2</sup>	
ものじょうあと 桃生城跡	みやぎけん ものうぐん 宮城県桃生郡 かほくちょう 河北町 みやぎけん ものうぐん 宮城県桃生郡 ものうちょう 桃生町	04561	004	38度 31分 49秒	141度 16分 50秒	19980803～ 19981007	800	調査計画に 基づく学術 調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構		主な遺物		特記事項	
桃生城跡	城柵	奈良時代 後半	掘立式建物跡 6棟以上 土壌 3基 雨落ち溝 1条 溝 3条		須恵器・土師器・瓦(丸瓦・平瓦)・転用砥石		政庁西側官衙は、南北50m以上、東西150m以上の広がりを持つ。 遺構は、丘陵頂部周縁の緩斜面に分布しており、頂部の中央平坦面は施設空白域の広場となっている。	



# 写真図版



政庁西側官衙全景  
(上空から 写真上が北)



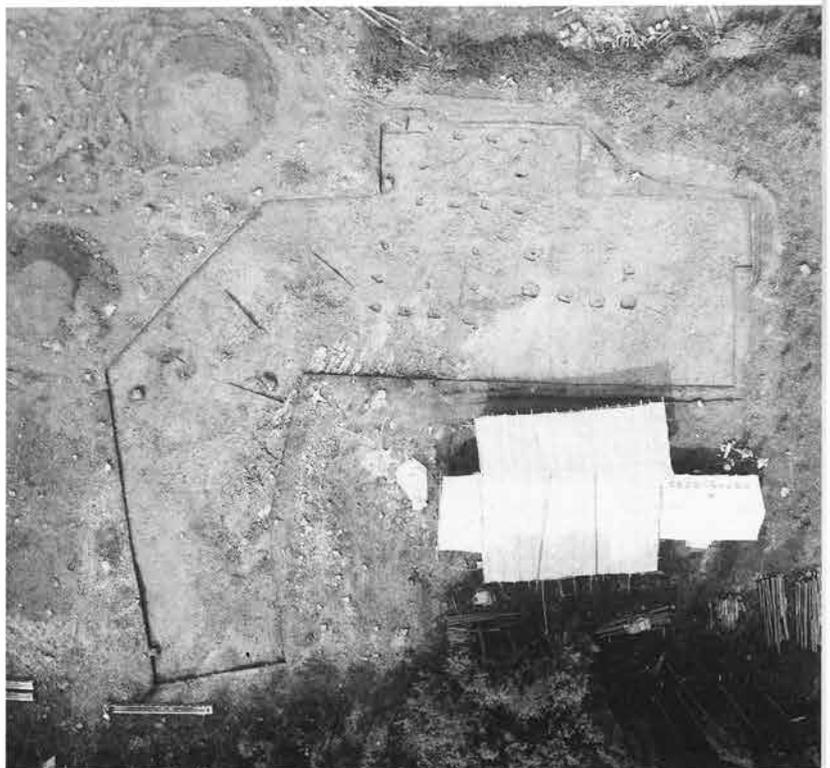
(B 10528)

調査区全景  
(上空から 写真上が北)



(B 10527)

東区全景  
(上空から 写真上が北)



(B 10520)



西区全景  
(上空から 写真上が北)

(B10524)



東区東半  
(上空から 写真上が北)

(B10518)



東区全景  
(北斜め上空から)

(B10523)

調査区西半全景  
(東から)  
遠くに箕岳丘陵を臨む



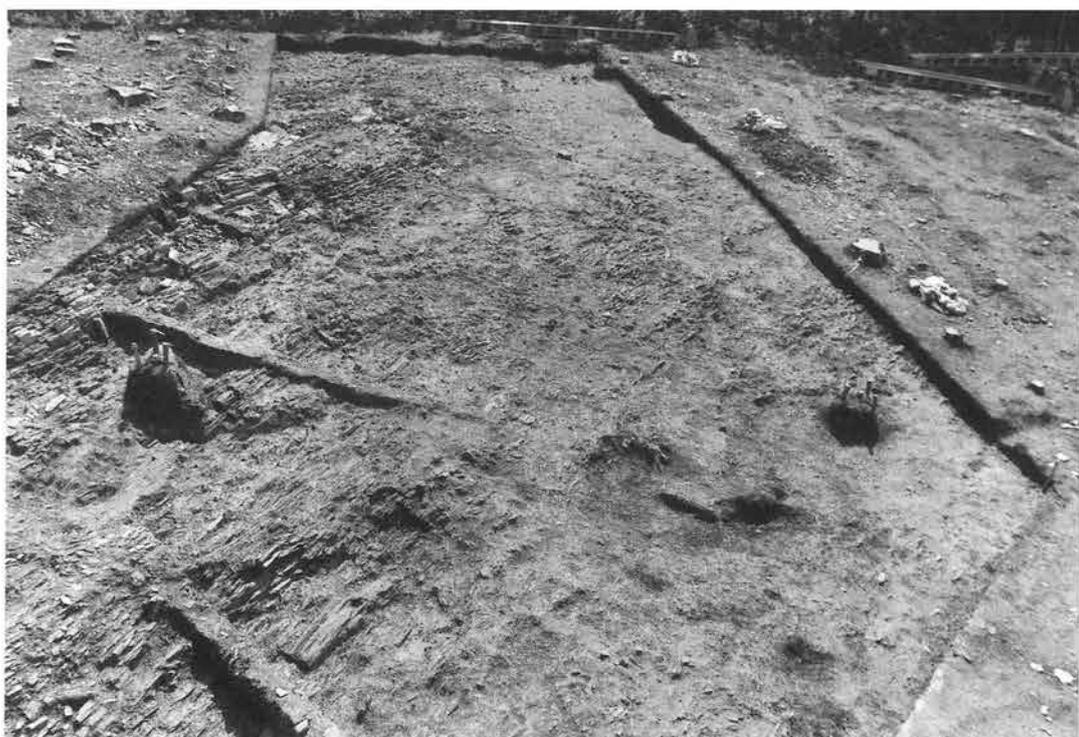
(B10542)

東区東半全景  
(東から)



(B10535)

東区南西半全景  
(北から)

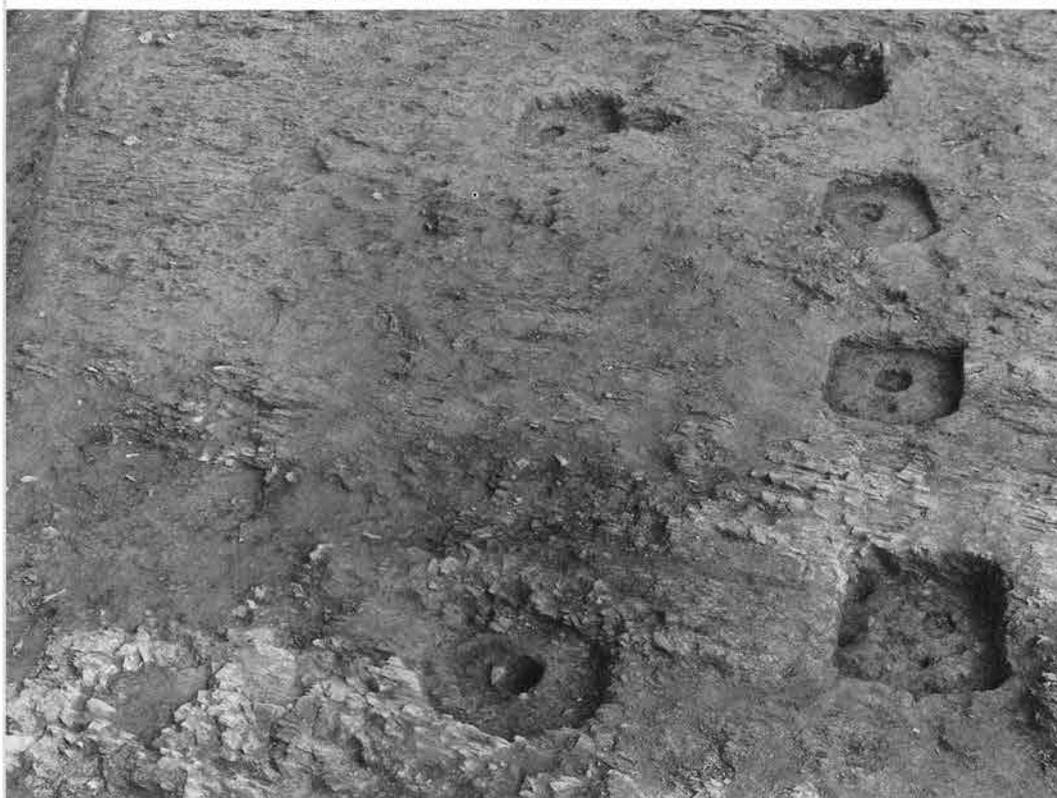


(B10546)



S B113建物跡  
(北から)

(B10536)



S B113建物跡  
(西から)

(B10554)



(B10551)

S B113建物跡P 4断面  
(南から)



(B10552)

S B113建物跡P 1断面  
(南から)

S B114建物跡  
(北東から)



(B10537)



(B10549)

S B114建物跡 P 1 断面 (南から)



(B10550)

S B114建物跡 P 4 断面 (南から)

S B113~115建物跡  
(北から)



(B10541)



S B115建物跡  
(西から)

(B10544)



左：S B115建物跡P 1 断面  
(南から)



右：S B115建物跡P 4 断面  
(南から)

左(B10556)

右(B10555)



左：S B115建物跡P 6 断面  
(南から)



右：S B115建物跡P 9 断面  
(西から)

左(B10557)

右(B10558)



S K117土壌 (南から)

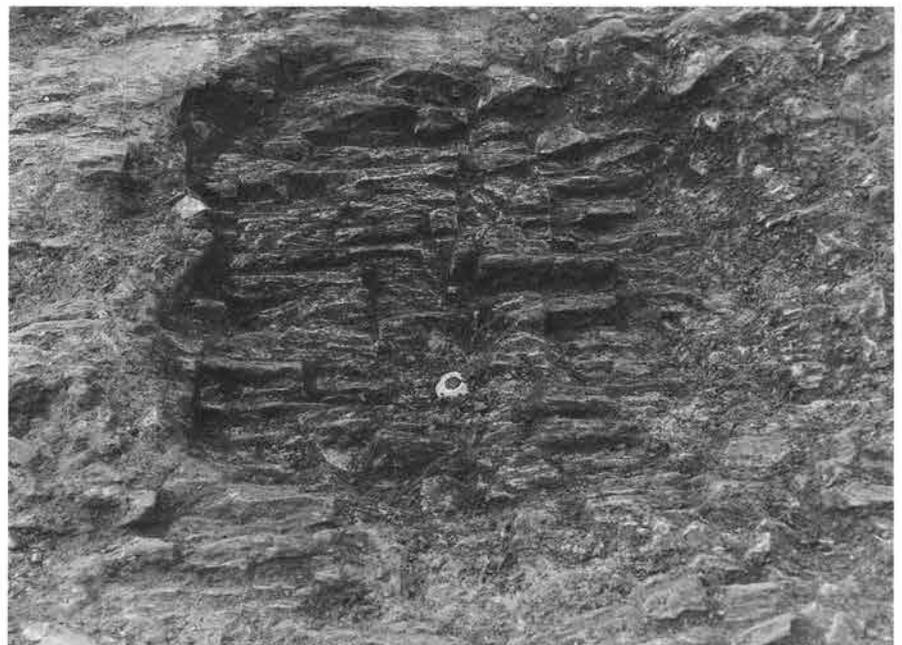
(B10573)

東区頂部トレンチ全景  
(西から)



(B 10530)

S K120土壌 (東から)



(B 10560)

西区全景 (東から)



(B 10561)

西区南半の遺構  
(北から)



(B 10565)

S B 121建物跡・  
S D 122雨落ち溝  
(北から)

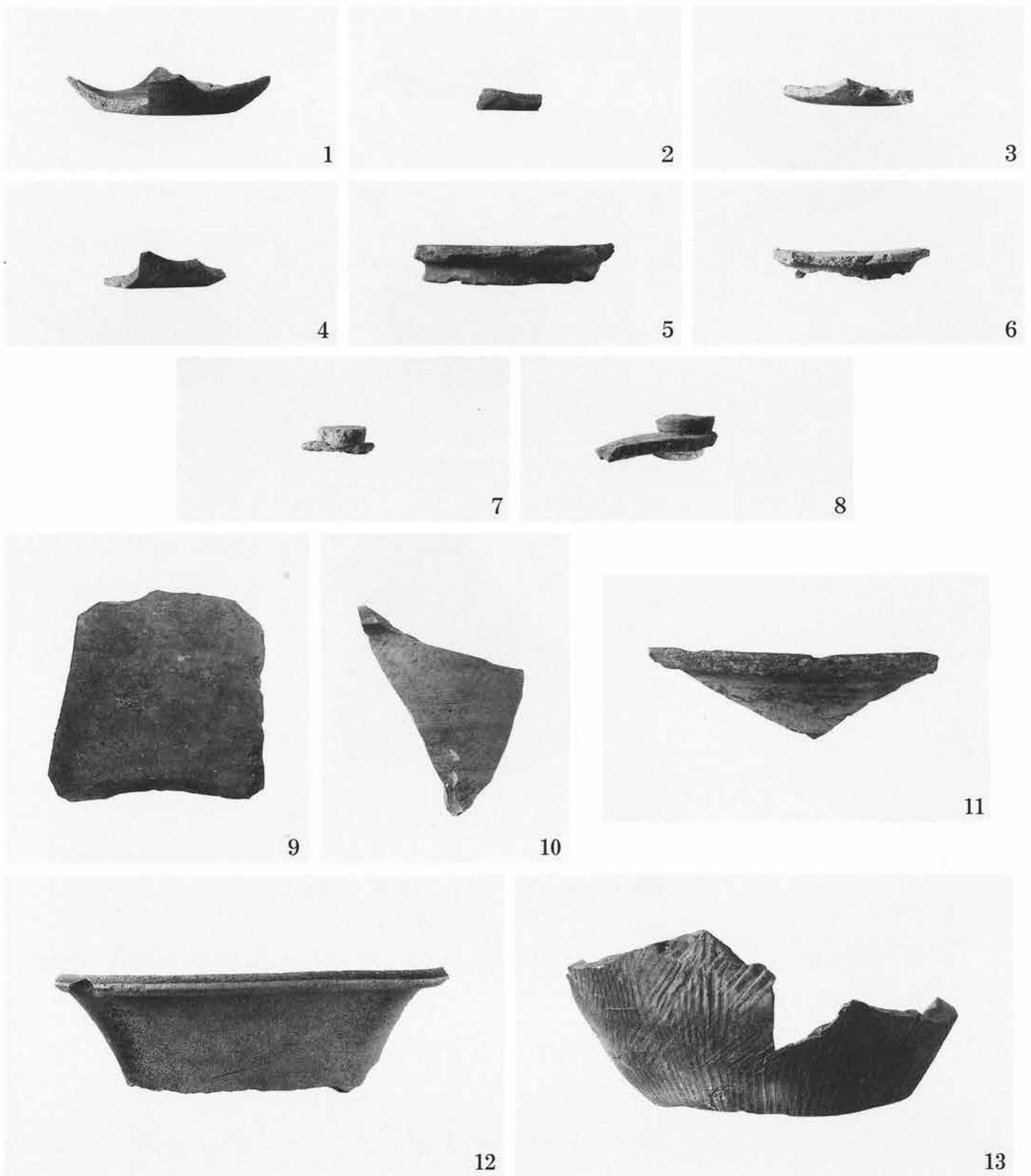


(B 10564)

S A 123柱穴列  
(北から)



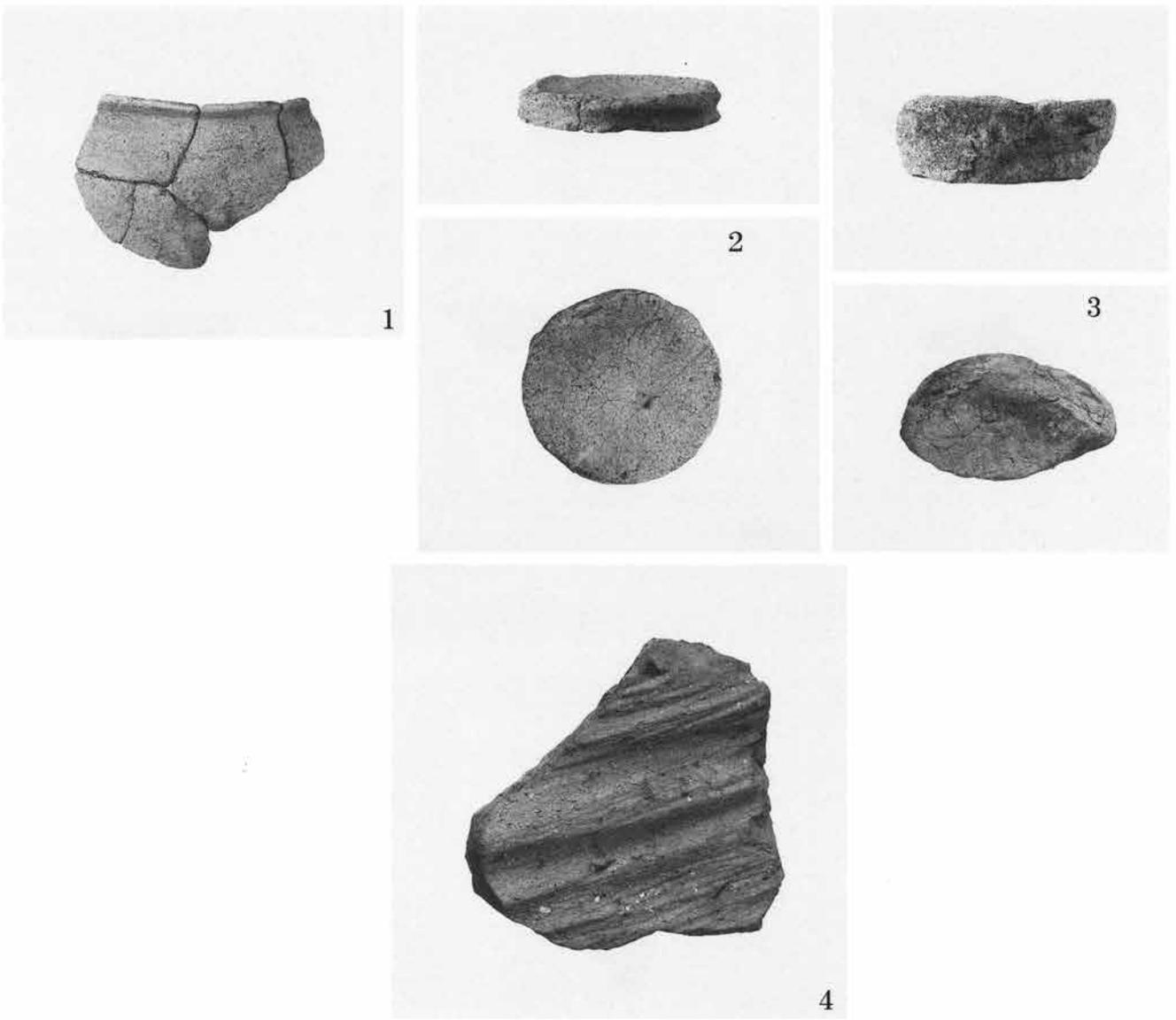
(B 10563)



図版9 出土遺物(1) 須恵器

1・7・9：SD122雨落ち溝 2：SB121建物跡 3～6・8・10～13：表土

1～4. 須恵器坏 1(第12図1, B10812) 2(第12図2, B10813) 3(第14図1, B10814) 4(第14図2, B10815)  
 5・6. 須恵器高台坏 5(第14図3, B10816) 6(第14図4, B10817) 7・8. 須恵器蓋 7(第12図3, B10820)  
 8(第14図5, B10819) 9・10 須恵器鉢 9(第12図4, B10826) 10(第14図6, B10827)  
 11～13 須恵器甕 11(第14図8, B10825) 12(第14図9, B10830) 13(第14図7, B10818)



図版10 出土遺物(2) 土師器・転用砥石

1～3 : SD122雨落ち溝 4 : 表土

1～3. 土師器甕 1(第12図5, B10828) 2(第12図6, B10823・B10824) 3(第12図7, B10821・B10822)

4. 転用砥石(第14図10, B10829)

---

多賀城関連遺跡発掘調査報告書第24冊  
桃生城跡Ⅶ

平成11年3月25日印刷  
平成11年3月31日発行

発行者 宮城県多賀城跡調査研究所  
多賀城市浮島字宮前133  
TEL.(022)368-0101  
印刷所 東杜印刷株式会社

---